

商工委員會議議錄 第九号

(1110)

昭和三十年五月十一日(水曜日)

午前十時二十四分開議

出席委員

委員長 田中 角榮君
委員 新八君 理事長谷川四郎君
理事 山手 満男君 理事 内田 常雄君
理事 永井勝次郎君 理事 中崎 敏君
大倉 三郎君 小笠 公昭君
菅野和太郎君 齋藤 憲三君
笹本 一雄君 鈴木周次郎君
野田 武夫君 堀川 恭平君
加藤 精三君 鹿野 彦吉君
神田 博君 南 好雄君
加藤 清二君 片島 港君
櫻井 至夫君 田中 武夫君
八木 昇君 伊藤卯四郎君
佐々木良作君 松平 忠久君
出席國務大臣 石橋 湛山君
出席産業大臣 石橋 湛山君
出席政府委員

出席政府委員

總理府事務官(経済審議) 佐々木義武君
庁計画部長 佐々木義武君
大蔵事務官 阪田 泰二君
通商産業事務官(通商局長) 島村 一郎君
通商産業事務官(通商局長) 岩武 照彦君
通商産業事務官(通商局長) 板垣 修君
通商産業事務官(通商局長) 鈴木 義雄君
通商産業事務官(通商局長) 永山 時雄君
通商産業事務官(通商局長) 記内 角一君
中小企業庁長官 福田 勝君
委員外の出席者 大蔵事務官(理財局長) 福田 勝君
財局資金課長

通商産業事務官(通商局長) 柳井 孟士君
通商産業事務官(通商局長) 小出 栄一君
通商産業事務官(通商局長) 秋山 武夫君
通商産業事務官(通商局長) 谷崎 明君
通商産業事務官(通商局長) 越田 清七君
通商産業事務官(通商局長) 田中 武夫君
通商産業事務官(通商局長) 菅田清治郎君
通商産業事務官(通商局長) 菅田清治郎君

五月十一日
自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

五月十日
木造船の輸出解禁に関する請願(成田知巳君紹介)(第五一一号)
硫黄製練の試験研究補助金交付に関する請願(野依秀市君紹介)(第五一二号)
アルミ産業の危機打開に関する請願(山口丈太郎君紹介)(第五一三三号)
鹿児島市に通商事務所設置の請願(池田清志君紹介)(第五一四四号)
只見川特定地域総合開発促進に関する請願(助川良平君紹介)(第五一八八号)
只見川電力確保に関する請願(助川良平君紹介)(第五一九九号)
只見川電源開発工事促進に関する請願(助川良平君紹介)(第五二〇〇号)

中小企業等協同組合中央会の法制化に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第五三二一号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)
通商産業行政の基本施策に関する件

○田中委員長 これより会議を開きます。

本日付託になりました自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたし、提案理由の説明を求めます。石橋通商産業大臣。

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

第一条第一項中「については、」の下に「当分の間、」を加える。
第二条第一項中「振興を図るため、」の下に「当分の間、」を加え、同条に次の一項を加える。
5 主務大臣は、第一項又は前項の

計画を定めようとするときは、機械工業振興協議会に諮問しなければならない。
第三条中「収入とすべき金額は、」の下に「当分の間、」を加える。
第五条第一項中「金庫は、」の下に「当分の間、」を加える。
第五条の次に次の四条を加える。
第五條の二 金庫は、前条第一項の業務に関する会計について、会計検査院の検査を受けなければならない。
第五條の三 通商産業省に、機械工業振興協議会(以下「協議会」という。)を置く。
2 協議会は、主務大臣の諮問に応じ、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議する。
第五條の四 協議会は、委員十五人以上をもつて組織する。
2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。
3 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。
4 委員は、非常勤とする。
5 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。
6 前各項に定めるものの外、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。
第五條の五 競輪運営審議会は、通商産業大臣の諮問に応じ、自転車

競技法第十七条第一項に規定するもののほか、自転車競走の制度に関する重要事項について調査審議する。
2 競輪運営審議会の委員の数は、自転車競走法第十七条第二項の規定にかかわらず、二十人以上とする。
附則中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、以下順次二項ずつ繰り上げる。
附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中
競輪運

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

自転車競走場の設置の許可
要事項を調査審議すること。

その他自転車競走の運営に関する重要事項。

その他自転車競走の運営に関する重要事項。

その他自転車競走の運営に関する重要事項。

その他自転車競走の運営に関する重要事項。

その他自転車競走の運営に関する重要事項。

競輪運営審議会	自転車競走の運 する重要事項を を
機械工業振興協 議会	関係各大臣の諮 (昭和二十九年 れた事項を調査

當に關する重要事項及び自転車競走の調査審議すること。

間に應じ、自転車競走法の特例に關法律第六十九号)によりその権限に審議すること。

制度に關

する法律に改める。
屬させら

○石橋國務大臣 たいまい議題となりました自転車競走法等の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律案につきて、提案の理由を御説明申し上げます。

現行の自転車競走法等の臨時特例に關する法律は、昨年第十九国会において御審議を願つて成立したものでありますが、その際附帯決議として同法は暫定措置としては、やむを得ない制度であるが、その機構、措置については、政府はすみやかにこれを是正するよう要請せられた次第でございます。政府といたしましては、この要請に基づきまして種々検討を加えました結果、改正の方針といたしましては、現在自転車競走法に基き通商産業大臣の諮問機関として設置されております競輪運営審議会におきまして、競輪に關

する基本問題、たとえば将来における競輪のあり方のごとき問題を調査審議できる措置を講じますとともに、その結論が得られますまでは、自転車振興會連合会等の業務及び会計に關する規定を整備した上、この法律の建前は當分の間、存続せしめることとした次第でございます。

次に本法案によります改正の内容につきまして御説明申し上げます。改正点の第一は、自転車振興會連合会等は、この法律によります納入金を、財源といたしまして、主務大臣が定める計画及び指示に基き、関係の業務を行うことになつておるのでありますが、主務大臣が計画を定めます場合、現在では事實上、関係業界及び一般学識経験者の中から委員を選び、その意見に基いて計画を定めておりますのを改めまして、本法案におきましては、法律上の制度として機械工業振興協議會を設け、主務大臣はこの協議會に諮問しなければならぬものとすることとし、主務大臣の定める計画の妥当性をこれによつて確保することとしたしました。

第二は、商工組合中央金庫が自転車振興會連合会等から委託された業務に關する会計につきまして、その運営の万全を期するため、予算に準じて、必ず会計検査院の検査を受けさせることとしたいたしました。このほか前に申し上げました通り、競輪運営審議会において競輪の制度に關する重要事項を審議し得るよう特例措置を講じますことも、この法律を當分の間効力を有することとしたのであります。

改正いたしました次第であります。以上が本法案によります改正点の概要でございます。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○田中委員長 本法案に關する質疑は後日に行うことといたします。

○田中委員長 前會に引き続き、通商産業行政の基本施策に關し調査を進めます。質疑を継続いたします。佐々木良作君。

○佐々木(良)委員 去る三月末の商工委員會におきまして、通産行政の根本について、第一点は、經濟六カ年計画を實現するために、電力、石炭、鉄鋼の基礎産業に關する商工行政の基本方針はどういうふうに考へておられるかという点、二番目には、うわさされているところの基礎産業に対する合理化法案等に見られる重要産業に計画性を付与するという施策と、いわゆるかつて経験した官僚行政の弊に陥る危険性との調節についてどういう考へを持っておられるかという点、三番目には、合理化法案と電気事業法案等に見られるような基礎産業に關する施策、方針の矛盾、混迷等について一應質問したわけでありますけれども、十分な答へが得られないままに時間的關係もあつて本質的な問題は留保したままになつていくわけでありました。本日は正面からそういうふうな問題を振りかぶりました。抽象論に流れる危険性が強いと思ひます。私は電気の問題が一番私自身わかりやすいですから、電気の問題を中心にして、今の三点についてのお考へをお聞かせ願ひたいと思ひます。特に電力問題を私が取り上げ

ましたのは、私が電気がわかりやすいということと同時に、一昨日でしたか、通産大臣から御説明いただきました通産省の施策の概要方針の中でも、電力問題につきましては、電源を開発すればするほど料金が高くなるが、これをどうするかという点について目下慎重に考慮中だというお話が承りました。そういうお話があつたと同時に、二、三の新聞の伝えるところによりますと、ちよつとそういう根本問題の恒久策であるかの印象を与えるような感で、通産省内におきましては、電源開発會社の公社化を検討中だといふことが伝えられておたり、それからまた御承知の通りに電気事業法案も検討中であるはずでありまして、そういうふうな現在の石炭問題並びに鉄鋼、こういう基礎産業問題とともに、今の電力は政府内部におきまして、最大の考慮が払われつつある今中心だろうと思ひます。従ひまして、ざつとばらんの言い方をしますと、一たん法案の形をとつて提出された場合には、通産省の職制、戦略の方が中心になりまして、ほんとうの内容的な、平たく言つてざつとばらんの御相談、ざつとばらんの検討がしにくい關係にありまうので、私は今政府でちよつと考へておられるまづ最中のときに、熟慮なれば熱心な考へまででけつこうですから、お考へをお聞かせいただきたい。また私どもの方の考へもプラスになりますれば、つけ加えたい。そういう感じで電気問題を特に取り上げたのでありますので、どうか一つ方針等が固まらなければ固まらないまででけつこうでありまして、決してあげ足取りをした

り、ざつとばらんにお答えいただければ幸いですと思ひます。

さて本論に入りますけれども、一昨日の通産省の施策概要という中で、電力問題につきましては、既定計画の線に沿つて開発を推進するとか、その開発の促進に必然的に随伴する電力コストの上昇に對処して、これに對する適切な方策を目下慎重に検討考慮中であるといふことが、電力問題に触れられたた一項と相なつております。これは大体今の電力問題の中心をちよつと触れておられると思ひますので、これを中心にして質問を展開したいと思ひます。

まず既定計画の線に沿つて開発を推進するといふその点についてでありますけれども、この既定計画の線に沿つて開発を推進するといふ、その既定計画の内容は、おそろくつじつとを合はせるといふ意味では經濟六カ年計画との関連、經濟六カ年計画の初年度としての三十年代計画とにらみ合つた計画であらうと思ひます。せんだつて配られた資料によりますと、その辺必ずしも明瞭ではありませんけれども、電力五カ年開發計画とかいうのもありますので、それと六カ年計画は結びつく、これからおそろく結びつけられようといふことじやなからうかと思ひます。この辺につきましては、むしろ審議庁の計画せられたことだろうと思ひますので、計画の内容につきましては、質問は別に審議庁の方に留保いたしておきたいと思ひますが、ただ一つ自信のほどを伺つておきたいと思ひます。それは三十年代既定計画の線に沿つて開発するために、これができる

ありますけれども、大体その公約を果す見込みがあまりないので、むしろ責任を電力会社に移すみたいになつて、こうで問題解決を先に先にと押しやうておられるように見られます。この考え方は皮肉であればそれはなおさらけつこうでありますけれども、本質的な考え方として、今の対象になつておるのは九つ電力会社であります。九つの電力会社は、御承知のように商法上の普通の株式会社であります、私企業であります。法上は明らかに私企業であります。電気事業の性格は独占的な公益事業でありますけれども、電

たを以て事業としてあります。それと、現在の法制上とられております九つの電力会社は、あくまでも商法上の株式会社であります。私企業であります。従つてこの電力会社に対する金利と税金を特別に引き下げるということは、おそらく石橋通産大臣が一般経済常識から見られて、私は非常に困難だろうと思ひます。むしろ大蔵省筋からでも、あるいは開発銀行等でもはつきり言つておりますように、電力の金利、税金を特別ななかつたやうで引き下げるということはどうしても鉄鋼、石炭等とのつり合いがとれないという考え方が、現在の経済情勢並びに経済機構においては支配的だろうと私は思ひます。従ひましてこう当てにならないものをいつまでも当てしておてもしょうがないのであります。大体これはいい悪いの問題は抜きにいたしまして、今の電力会社が普通の商法上の株式会社ではあります。そして鉄、石炭等の基礎産業の今の状態から見まして、電気だけに金利と税金の引き下げがなお可能であるかどうか。私はむしろ非常に困難だといふ前提に立つて次の方策を考

えた方がいいのじゃないかと思ひますけれども、一つさくばらんお考えはどうでしょうか。

○石橋國務大臣 私には私企業だから金利を下げることは困難だ、税金を下げることは困難だとは思つておりません。實際問題としてあの九つの電力会社が私企業であるから問題がむずかしいと行きつかえておるのじゃなくて、實際開銀の關係その他で金利を下げるということになりますと、たとえば開銀の回収金が減る。従つて今度はほかの方への投資の資金が減るだらうというようなことにひつかりがある。それから税金の方は主として地方税に非常に大きな影響がありますから、地方の財政問題を解決しないと、ただいきなり税金を下げるということは困難だということに突はひつかかつておるのであります。それでは私企業でなく何かの形にしたらすぐに金利を下げるか、税金を下げるかというところ、そうでないと思ひます。私企業がいかどうかというところはなかなか議論がありますが、私企業には私企業のまた価値もありますから、できるだけ私企業としての活動を十分發揮させるようにして、しかもこれは独占事業であり、公益事業でありますから、国家が相當の監督指導をして、そうしてこの税金、金利の問題を解決するということは可能だと私は今もつて信じております。

○佐々木(良)委員 私は今議論をするつもりはありませんけれども、私企業云々の問題は考え方の相違としてしばらくおいていいと思ひます。しかし實際問題として昨年の九月にあれば公約された通産当局、そうして今度は

四月になつても同じこと、むしろ今言われたように、それならば理屈を抜きにいたしまして、實際問題として開銀操作等によつての可能性は、私はどうもあまり期待できないと思ひます。しかしながら通産大臣は可能だということでありますれば、なお私は期待をかけたと思ひますけれども、多くを期待できない。先ほど言ひましたように、私も解決しなければならぬ問題は、ともかくも電源は開発しなければならぬし、開発すればするほど高くなるという問題を解決するのが私どもの任務でありますから、その一助として金利、税金の引き下げということにつきましては私は大して期待できないと思ひますが、しかしなお一そう大臣が期待をかけられるならば、御努力のほどを私はお願い申し上げ、次に移りたいと思ひます。

この問題と関連しまして、ちよいちよい九つの電気会社に対して、オーバー・ボロイングの問題、それから増資の問題が云々されて、そうして電力会社を健全化すべしということが電力会社の中でも言われておたり、政府部内でも、あるいはオーバー・ボロイングは石橋大臣自身相當興味を持っておられる問題であると思ひますけれども、このオーバー・ボロイングがあるいは増資という問題は、今私どもが解決しようとするところの、将来電力原価の高騰を来さしめずして電源をふやすということには、私はほとんど無關係だろつと思ひますけれども、どうお考えになりますでしょうか。

○石橋國務大臣 増資の方は会社としての健全経営という意味で自己資本を相當分量持たなければいかなうという意

味であります。これは増資をしても日本全体の金利が高い場合には、どうせ配当もそれに連れてやらなければならぬから、確かに金利を引き下げること、あるいは料金を下げるといふことには少し遠いかと思ひます。しかしオーバー・ボロイングの方は、このオーバー・ボロイングをどうして解消するかという方法によりまして、私は御承知のように、電気事業だけじゃなく、日本の産業全体のオーバー・ボロイングで、しかもそれが非常に金利の高いものを使つておるのみならず、電源会社などはそれでも今の日本の産業の中では恵まれた方でありまして、業の中では恵まれた方でありまして、しかし一般に申しますと借りかえのために非常に手数を要するとか、そのためにまた表の金利以上のいろいろのコストを要するということがありますから、私はオーバー・ボロイングの方をこれを解消すると電力会社について相当効果があると思ひます。ことに開銀資金とかその他の低利の資金がもつと供給できるとすれば、これは電力料金に確かに影響がある、そういうふうな考へております。

○佐々木(良)委員 電力会社でなく一般の会社でありますと、確かにオーバー・ボロイングの問題につきましても、大臣のお話は適當なと思ひます。しかし私どもが今解決しようとしておる電力問題につきましては、九つの電力会社は資本構成が健全にならうとなるまいと實際は問題でない、これは今電力会社の非常に普通の会社と違ふところだと思ひます。もし借入金にべらぼうにふえていつて資本金等の關係において常識以上にふえていたとい

能性があるかどうか、私はほとんど無關係だろつと思ひます。私どもが解決しようとするところの電力原価の高騰を来さしめずして電源を開発するといふ問題はほとんど無關係に違ひない。私が今特にこの問題に触れたしたのは、電力会社等におきまして電力問題の一番中心でありますところの低廉な電氣を――先ほど言つた豊富といふことはもう一応ある程度まで行つたといひまして、低廉な電氣をというスローガンのもとに、会社自身が健全化すれば何か低廉な電力の供給が可能となる感がある。資本構成を改善することは悪いことではないと思ひます。

しかしながら大體資本構成を改善するといふのは、従来のいわば無理に開発いたしまして資本構成がおかしくなつたのを改善するといふほどの意味でありまして、将来なお低廉な電氣の開発をよくするといふことにつきましては私はほとんど無關係だと思ふ。特に先ほどお話がありましたけれども、開銀資金といふのは電力会社におきましては財政資金あるいはそれに類するもの多量によつてほとんどきまつてしまつて、それによつて自己資本もそのワツでまたきまつてしまつてあります。資本の健全化云々といふことはほとんど私は無關係なやうな気がいたします。問題は本質的な問題の中で電力会社の資本構成の是正ということがあまり大きく取り上げられ過ぎておるのじゃないか、それを私おそれておるわけでありまして、もう一べん一つお考えだけをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○石橋國務大臣 私先ほどちよつと

そういうふうな申し上げたのでありまして、電力会社については、実はその資本構成を改める、いわゆるオーバー・ボロイングを解消するといふことが、ほかの産業のように非常に顯著な響きはないと考へます。御説の通りであります。ただ今の自己資本をふやすといふ説の中には、今償却が足りませんから、そこでもつと償却を多くして、つまり払い込みでないほんとうの積立金をふやして自己資本を充實するといふ考へ方もある。これが果してどれほどできるものかといふことは、これはなかなかむずかしい問題であります。そういう意味においては、もし償却をふやして、それが積立金になつて自己資本になるということになれば、これは相當の効果があると思ひます。これはやれるだけはやりたいものだと思ひます。

○佐々木(良)委員 お考えはわかりましたので次の問題に移りたいと思ひますが、今のお考えに対して一つだけ触れておきます。今電力關係で一番問題は、料金の原価主義がとられておるということだと思ひます。原価主義といふことは、要するにかつたものの全部を料金で回収するといふことであります。従つて増資をするといふことは今の場合には當然に一割二分の配当をするといふことが前提に立つ。増加された資本に対して一割二分の配当をし、一割二分の配当をする場合にはそれに税金が加わりますから、従つて一割二分が、税金を加えると二割三分になると思ひます。借入金の場合には金利一割と見ましても一割だけ、それに対して増資の場合には二三%になるといふことだと思ひます。しかもこれは

そのままだけり原価構成の一部にな
るわけであり、この資本の健
全化という問題は料金の原価主義とい
うものとの無関係に考えられては困る
私は思うのであります。普通の会社の
健全化、つまり商法上の普通の会社の
場合のお考えを持っておられるなら
ば、その上には持つてきて、原価主義と
いうものは非常に奇妙なものである。
本来ならば償却してもうかつた金は配
当になるのでありますけれども、原価
主義であるがゆえに初めから配当する
ことがもう経費の中に入つてきておる
という、この原価主義との関連をお考
えの上、どうか今の資本健全化問題
も十分御考慮願ひたいと思ひます。
私は正直なところ現在の電力会社のや
り方につきましては、私も昔から
唱えておる電気事業の社会化の必然的
な傾向はこの辺からはつきり出てき
ておると言ひたいわけでありまして、
でも、理屈は一応抜きにいたしておき
たいと思ひます。

そこで問題を元にもどしまして、先
ほど来の本質的な問題を解決するため
に、つまり豊富低廉を確保するための
施策として、大臣が今考えられておる
のは、補償費を何とか安くしたいとい
うこと、それから金利を下げたいとい
うこと、税金を下げたいということ、
大体これくらいのことらしいのであり
ますけれども、お聞きいたしましたと
ころ、私はこれだけでは本質的な問題
はほとんど解決できないのじやなかろ
うかと思ひます。先ほど言ひましたよ
うに、三、四年の間に従来の設備に三
割くらいをふやしただけで料金は約倍
にまで上つてきておる、もうこの辺で
はつきりと限度に来ておりまして、こ

れから開発すればするほどその差はむ
しろだんだん大きくなつてくるといふ
ふうにご考へられていいと思ひます。特
に普通の商法上の株式会社であります
九つの電力会社の性格をそのままだけ
ておいて、なおより以上の金利の引き
下げも、税金の低下も、あるいは公共
事業費への振りかへも強行するという
ことは、普通の資本主義経済から見ま
して、企業という観点から見て、九つ
の電力会社のやり方につきましてはも
うそろそろ限度が来ておるのじやない
かと私は思ひます。果せる
かな、通産省の内部におきましても、
九つの電力会社の中におきましても、
最近における電力白書の問題にしてお
る根本的な問題を解決するための方針
いかんというのに答えて、大体水力を
中心とする普通の開発はもう九電力会
社自身で担当することは無理じやなか
ろうか、普通のそろばんに合うものは
やつてもいいけれども、大体もう普通
のそろばんには合わない、電力会社の
料金を上げることを前提とし、あるい
は政府が借金のしりぬぐいをしてくれ
ることを前提とするのでなければ、九
つの電力会社で従来通りの開発を進め
ることは無理ではなからうかという意
見が相当強く出てきておりますし、省
内におきましても検討していろいろな
角度から話し合ひが出ておるやに私聞
いておるわけでありまして、従つてこの
六カ年計画あるいは電力の五カ年計画
を遂行される途中におきまして、おそ
らくことしあたりから方向はむしろこ
の根本的な問題を解決するためには、
普通の意味の私企業の採算に乗らない
開発は九つの電力会社に無理に担当さ
せるというのをやめて、何らかの開

発の方法を他に求めなければならぬ
ようになつてきておるのじやなかろ
うかと思ひます。従ひまして私はこの考
え方が是認されるならば、おそらくそ
の救済策として今の電源開発会社とい
うものが大きく脚光を浴びて少しく見
直されてきつたあるのじやなかろ
うかと思ひます。その一つの見方なり考
え方なりが、最近新聞でちよつと見まし
たような電源開発会社を公社にしたら
どうだろうかという議論になつ
ておるのじやなかろうかと思ひます。
省内外でどういふ話し合ひなり検討が加
えられておるか、あるいはそれに對し
ましてまだ考へは熟しておらないとい
つたしましても、通産大臣として傾向は
どういふふうにご考へておられますか、
一つさつぱらに示しを願へば
けつこうだと思ひます。

○石橋國務大臣 通商産業省の中では
まだその議は熟しておりません。です
からさういふ案でいこうということに
はまだきまつておりませんが、しかし
お説は私はその通りだと思ひます。こ
れは電気事業なるものの元来の性質か
ら申しまして、日本の現在の開発の
事情から申しまして、この上九電力
会社に非常なコストの高い電力を開発
させるということは無理だと思ひま
す。そういうコストが相当高くなる危
険があり、しかも豊富なる電力を開発
するためにはもつぱら電源開発会社が
これを担当する以外に道がない、かよ
うに考へております。

方がだんだんと是認せられる状態にあ
りまして、従ひまして公社的な考へ方
も出てくるのじやなかろうかと思ひま
す。そこで今度は非常にはつきりした
政策と現実の面から見ていただきたい
と思ひます。今申しましたのは理屈の
上から見てきたと思ひます。それを現
実に、たとえば今考へ得る公社とい
う形で何が救済できるか、同時にまた今
年度の投資計画から見まして、そう
いう公社を作るなりあるいは電源会社
を云々する場合に、今年度三十年度の
投資計画の実態はこし及び来年に
何を示唆しつあるか、つまり今通産
大臣が言われましたように、結局九電
力会社に重点を置いて無理だ、採算
ベースに重点を置いて無理だ、そう
すれば開発会社を重点に開発せざる
を得ない。開発会社を重点に開発せざる
というところは、おそらくこれは普通の
利子のつく金でなくて、なるべく利子
のつかないところの、あるいは低金利
の国家資金を開発会社を通じて電源開
発に回すという以外にないということ
だらうと思ひます。そうでなければ私
は開発会社云々という問題は出てこな
いと思ひますけれども、現実に出て
きておるところの三十年度の――先ほ
ど通産大臣は自信のほどを示されま
したけれども、たとえば電源開発会社
の三十年度の財政投資計画を見ま
しても、むしろ一番不安定なる過剰農
産物の見返り円に重点が置かれてお
る。本来開発会社に対する投資として
なさるべき部分は、去年は百億であつ
たが、こしは三十億というように、
現実には今年度とられておる具体的施
策は今通産大臣が言われたような傾向
とはむしろ逆のことを裏づけしておる

ような内容と私は思はざるを得ぬので
ありますけれども、この辺につきまし
て一つお考へをお聞かせ願ひたいと思
ひます。今言われました理屈からそう
なつておるといふこと、現実に三十
年度にとられておる投資計画、それか
ら同時にまた公社というもので何が救
済されるかという点について、お考へ
を一つお聞かせ願ひたいと思ひます。
○石橋國務大臣 公社の問題について
はさういふ説もございしますが、公社に
するか、今のままでいくかということ
はまだ何もきまつておりません。
それから今年度の資金は、電源開発
会社であるからその信用もありまし
て、市中金融を使うという道が十分で
きる、われわれはさういふ考へから
四、五十億、まあ大体四十億と見て
おるのですが、四十億ほどの市中金
融をつけよう、さうすれば十分間に合
う、かような考へから資金計画を立て
たので、これが電源開発会社を公社に
するとかしないとかいふ考へ方に特に
結びついておるわけではないのであり
ます。

○神田(博)委員 二つほど……。今の
大臣の御答弁を伺うと、大臣はたしか
二十七年の電源開発促進法案の審議の
際に電源開発会社のごときは作らな
い、電気の開発は九電力にまかした方
がいいんじやないかという御意
見を私の記憶によると東洋経済新報に
お出しになつておつたように思ひます
が今の佐々木委員との問答によりまし
と、だいぶ変わったのであります。これ
は情勢の変化でございしますか、その後
の心境の変化でございしますか、これが
一つ。
もう一つは、今の電源開発会社の今

年度の開発資金の問題であります、私どもの見るところによりますと、今の査定では資金の面で開発ができません。そこで残余の資金を市中銀行に求めるのだという事を言っておられますが、資金でありますからこれはどちらで求められようと満たされればけっこうだと思ひますが、これも私どもの想像によりますと、通産省が大蔵省でございまして、なかなかむずかしいようでございます。これを通産大臣は非常に自信をお持ちになつて市中銀行から四、五十億ぐらいの金は十分見てやれるとおっしゃつておられるようでありまして、見てやるのが急速に――

ことに六月までの暫定予算といふものが出てゐるわけでありまして、事業は一方休むわけにはいかぬだらうと思ひます。そこで私の心配するのは、たとえば一つの例をとつても、天龍川の開発の佐久間と秋葉の問題であります。佐久間は御承知のように進んでゐるが、秋葉の方がおくれつてゐる。これは予定以上におくれつてゐる。今度の資金計画を見てなおおくれつてゐるということになると、佐久間開発所自体も、完成しても利用が十分に満たされないといふような問題を含んでゐるわけでありまして、そういうことを考へてみて、この電源開発会社の三十年度の所要資金の確保は早急にきめていただく必要はなからぬのではないかと、伝えられるような大蔵省と通産省との間において――予算の方は提出しておりますが、残余の資金は市中銀行からあつせんし

て出すのだ、それがほんとうにうまくいくかどうかについて非常に不安を持つてゐるわけでありまして、これは通産大臣を信用してお尋ねしておるわけでありまして、都合によつて大蔵大臣に

もこの席に委員長から出席を求めてやらないと、裏づけのないことになりはしないかという事を私はおそれるのではありません。その二点をお尋ねいたします。

○永井委員 佐々木委員の質問に関連して政府の財政投融資の問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

九電力会社の分として会社側からは所要経費千五百五十億、二十九年度の実行予算は千八百一十億、これに対して本年の予算提案には開銀から二百八十億円より提案されておられない。御承知のようにこれは百四十万キロの空前の電力が出るわけでありまして、一番こ

とでは資金が足りないわけでありまして、この足りない分については市中銀行から融資を受けるとかあるいは開発計画を練り直すとか、あるいは開発の進行速度を足踏みさせるとか、こういう方途を講じなければ予定の計画では進まないと思ふのであります。それから開発会社

の分については、これは佐久間、秋葉あるいは足寄、糠平、こういうところが完成する。また継続分としては幾春別とかあるいは只見とか田子倉とか黒又とか、こういうのを継続していかねければならないわけでありまして、これに對しましても資金部借入金が、これは八十六億、政府出資が三十億、それから余剰農産物の関係から百八十二億五千万円というふうな、この資金計画によると三百一十億、所要計

費は三百三十三億、この不足分はこれは市中銀行にまたなければならぬ、こういう関係になると思ふのであります。市中銀行の高い金利の資金を借りてそして原価を高くしておる。そして

過般来大臣は電力料金については長期計画のもとにこれをできるだけ引き下げをするのだ、こういうことを言つておきながら、実際における電力料金引き下げの予算的な措置といふものは予算面には何ら講じられておられない。そして逆に電力料金の原価が上るような措置が講じられてゐるという事は議會における答弁と非常な違ひがあるのではないかと、こういう措置によつて、政府の財政投融資計画によつて電力料金がこの中で引き下げられるのだという数字的な根拠を一つ示していただきたい、こう思ふのであります。これが

一点。

もう一つは、きょうの巨経新聞によりますと、世銀の關稅の会社に対する關係の外資がこの七月ごろにはまとまるのではないか、こういう成立見込みがあるといふことが出ておるわけでありまして、政府はすでに世銀といふいろいろな折衝をなされておるわけでありまして、大体こういうものを見通しもつておると思ふのであります。この点についてできるだけ明確にしたい。

○石橋國務大臣 先ほどの東洋経済に何と書いてあつたか私は知らないのですが、東洋経済に書いたのは必ずしも私の意見とはきまりません。東洋経済は東洋経済でやつておる、私の意見ではない。〔署名入りだ〕と呼ぶ者あり。私は電気問題はしつとで、電気の問題はまだ書いておかないのです。それはどうぞ御了承願ひます。それから資金の問題ですが、これは大蔵大臣が承知するかどうかというのとですが、大蔵大臣、経審長官、私の間にちゃんとそういう取りきめがござ

います。ただ事務的に大蔵省の事務の方で――事務屋はこまかいことをやつておりますからいろいろ問題があるかもしれないませんが、それは問題ございません。それはもし何なら、大蔵大臣をお呼び出していただいて聞いて下さつてけっこうであります。

それから今のお話のように、市中銀行から借りれば高いじゃないかとおっしゃるのですが、これは実は私もよく知らないのです。高橋長官の計画なのですが、この市中からの金融といふものはいいよ、年度末なんかは一時オーバーするだけで、そうして手形割引かなんかでやつておいて――ことし

がちょうどピークに來ますから、このピークに必要な分だけは市中金融を受けてピークを越えて、そうして来年度にこれを処理しよう、こういう考え方があります。ですからそれをこまかく言えば、幾らかでも借りればそれだけ金利は払わなければならぬわけですが、これはごくわずかの問題でありまして、本年度内におきましては大体一億七千万程度だけを組んでおられます。これは只見川筋の開発用の機械の一部と、それから御母衣地区の調査に關します技術援助資金、この二つを対象としたしまして、本年度内におきましては大体一億七千万程度だけを組んでおられます。全般の計画におきましては、一応ワタといたしまして一千万ドルを目標にいたしました。まして交渉いたしましたし、最終的に決定がどういふふうになるか、いずれこれは遠からず決定してくるのではないかと、いふふうを考へております。

○永井委員 資金計画の内容を局長からちよつと説明してもらいたいと思ひます。

○石橋國務大臣 その世銀の交渉は今經審の方でやつておまして、私は実はこまかく存じませんから、政府委員から申し上げます。

○中島政府委員 世界銀行からの水力借款の問題は、電源開発会社の将来の開発地点を対象にいたしまして、昨年から交渉いたしておりました。対象地点をいましては只見川筋の田子倉、黒又、それから岐阜県の御母衣、これら三ヶ所を対象といたします。計画の内容は詳細に資料等によつて説明いたしてあり

ますが、昨年の秋に参りました調査員の報告が、まだ正式に世銀の本社の方に提出されておらないようでありまして、これは聞くところによりますと近々提出されるようでございます。従つてその成り行きがどうなるか、まだ今のところ全然明確でございせんけれども、一応私どもの方の計画といたしましては、かりに本年度におきまして世銀の借款が成立いたしましたら仮定いたしまして、三十年度におきましては、工事の進行の關係からいたして、それほど多額の金額を現実に借りるという事は實際問題として必要もなければ、可能でもないといふふうを考へております。従つて電源開発会社の資金計画におきましては、一応本年度世銀の借款が成立するといふ仮定のもとにおきまして一億七千万程度を組み込んでおられます。これは只見川筋の開発用の機械の一部と、それから御母衣地区の調査に關します技術援助資金、この二つを対象としたしまして、本年度内におきましては大体一億七千万程度だけを組んでおられます。全般の計画におきましては、一応ワタといたしまして一千万ドルを目標にいたしました。まして交渉いたしましたし、最終的に決定がどういふふうになるか、いずれこれは遠からず決定してくるのではないかと、いふふうを考へております。

○永井委員 答弁漏れがあります。ただいまお尋ねした中で大臣から伺つてないのですが、この開発会社分の資金計画の中で余剰農産物の資金、これが百八十二億五千万円というものを予定しておるわけですが、これは非常に不確定なものではないか。金利その他は

六

一体どういふふうになつてゐるのか、これをはつきりしていただきたい。この資金計画に間違いはないかどうか、金利はどのくらいなものか、余剰農産物資金の内容を一つ詳しく承わりたい。

○石橋國務大臣 これは當てになると考へております。ただ今新聞にもありますように、例のドル払いとかドル・クローズというふうなことでちよつとひつかかつております。金利は三分ないし四分、それから据置期間は無利子でありますから、これは三年間でありまして、私どもとしてはこの電源に對してもその据置期間はやはり無利子にしてやつてもらいたい、こう考へております。

○佐々木(良)委員 関連の質問が入りまして、大抵の質問が補われるような感じでありまして、それをもう少し補いながら質問しておきたいと思ひます。今の公社の問題と資金の問題とが関連質問の中に出ておつたわけでありまして、なお一つはつきりしておいていただきたいと思ひます。それは、先ほど来質疑応答で議論を進めて参りましたのは、九つの普通の電力会社による開発は大体採算ベースに合ふ限り合わないものが多いのだからもう無理だ、従つてあと残されたのは電源開発会社でもって開発するのが本筋なのだろうというところであります。電源開発会社でやるのが本筋であるというのには、普通の電力会社のそばに乗りにくい地点というところになる。普通の電力会社のそばに乗りにくい地点を開発してそばに乘せるためには、金利その他の条件で、普通の電力会社や普通の会社にはやれないよう

な特典がくつづくのでなければ、これは電力会社でやろうと開発会社でやろうと、同じ結果に相なるであらうと思ふのであります。従つて今理論的に進められてきたのは、おそろく私企業でそばに乗りたくないような開発を電源会社でそばに乘せられるような条件で開発させることが本筋にならざるを得ないということだと思ひます。そこで今の資金問題に戻つてくるわけでありまして、今の御説明によりまして、この見返り円も大体見込みありそうです、そして三分かそれらの低利になりそうだと云われるのでありまして、それはそのままであれば幸いだと思います。しかしながら資金量で先ほども

五、六十億は足りないだろうというところ、これは何とか市中銀行で補うであろうが、その市中銀行は高橋さんの方だと云われましてけれども、これは技術上の問題でありますから私も関知するところではありません。資金量が五、六十億プラスされれば、三十年度の計画はより一層スムーズに進むものと期待いたします。しかしながら今問題といたしますのは、その本質的な金利を中心としたそばに合ふない開発地点を、こういう特典があるがためにそばに合うような開発にするというところになると思ひます。そこで傾向といたしまして、昨年度の電源開発会社に對しましてはともかくも出資が百億あります。これは利子の一文もつかない金であります。百億あります。そうして融資分が資金運用部から百四十五億あったというわけでありまして、それが今度はちよつと逆に、出資分が三十億というふうになつてきた。そうして今のようになつて、四分であれば、低利とは

いうものの、きわめて不安定な見返り円にたよるということに相なると思ひます。そこで私はほんとうは大蔵大臣の考へを聞きたくしたのであります。が、こゝから来年にかけまして、これをみますとほんとうにその日暮しの、何か低利資金をその辺から集めてきてくつつけるといふことでありまして、もし本年度農産物の見返り資金の、関係が確定しなかつたならば一体どうしたのであらうと私は思ふわけでありまして、この産投会計という財源も、聞くところによりまして別に大して見込みもなさそうであります。一般会計から産投会計へ持つてきて、それから出すというところの見通しがはつきりすれば別でありますけれども、そうして参りますと大体今言ひましたように、三十年度の財政投融資計画でここに明らかに出てきてゐるのは、電源開発会社等を中心とするような、ああいう低利の投資に對しては、ますます逆の傾向が大蔵省の案ではたどりつたところではないかというふうには非常に心配に思ふわけでありまして、一方通産省内部におきましては、何とかこれをもう少し公共的な性格を強めなければならぬというふうな格好で、電源開発会社の性格は今後はきまつておらないという話でありますけれども、性格を公社にしようとかんとかいふ、そういう形式論といひますか、抽象的に公社にするとかなんとかいふ議論がどんどん進みます。一方ほんとうに金を握つてゐる大蔵省の方はさかさま向きに、安定した低利資金にいくのではなくて、むしろ不安定な資金、市中銀行の借入金にしようというふうな、不安定並びに金利の高くなる向きにどんどん進む傾向を

持つてゐるので、ちよつと私は逆になつてゐると思ふ。これに對しましてやはり大蔵省當局と通産省當局とは、今の見通しなり方針につきまして考へ方を合せておられるかどうか、ほんとうにその日暮しではなからうかという印象を私は受けるわけでありましてけれども、どうでしょう。今せつかく大臣が電力の開発について大抵本質的な考へを是認せられるような状態になつてゐると思ひますが、それと三十年度の資金繰りの計画とちよつと逆になつてゐると思ひますが、どうでしょう。

○石橋國務大臣 お説のようにそう食ひ違ひはないと思ひます。こゝしはとにかく資金量の關係上やむを得ずさつき申しましたようにあるピークの時期だけ必要があれば市中金融を利用しよう、こういうことで財政投融資の話をきめたわけでございます。だからこゝしのこれは暫定といひますか、一時のやむを得ざる措置としてやりまして、たゞで、電力に對する根本の考へ方が大蔵省と通産省と違ふというふうなことはなかつたと思ひます。

○佐々木(良)委員 これはどうも石橋さんちよつと勘違いされてゐるのではないかと思ひます。今言う五、六十億の足りない分の資金量を別ワタの市中銀行から持つてこよう、これはけつちよつと、これに出てゐる三十年度の投融資計画と二十九年度の投融資計画とを比べになつてゐただけばかりと思ひます。二十九年度の投融資計画の方が電源開発会社の低利と安定資金という点では一歩上なんです。三十年度の方が後退してゐるのです。それであるにもかかわらず、開発に對する考へ方は石橋さんの方が去年の

大臣より一歩前進されたんだ。それは食い違つておはせぬかといふことを言つてゐるのです。これは高橋さんに聞いてもらふなさい、よくわかる。これはこの間私が質問しておいた。去年はかんかんになつて怒つたのに今年はむしろ逆になつてゐる。財政投融資計画が逆になつておはらぬが、これは賛成だと言われるから、安心したような心配したような妙な氣持でおるわけなんです。これ以上追及いたしましてどうかと思ひますので、私はつきり申し上げておきますけれども、要するに私どもの電力開発の根本問題、先ほど白書に言われたところの低廉と豊富、豊富がある程度いきかた、今度は低廉化の方向をたどらなければならぬが、一番中心問題は、低利と安定した資金で普通の私企業的開発でない開発に待たざるを得ぬといふことだ。その私企業的な開発でないものに待たざるを得ない内容が、三十年度投融資計画では逆の方向に行つてゐるというところをはつきり御了承願つておきたいと思ふ。今度の進行ぶりに合せまして計画を私は追進していきたいと思ひます。これと並行してもう一べん伺つておきますけれども、公社化案云々はきまつておらないという話でありますけれども、検討はされておるのであります。

○石橋國務大臣 検討はいたしてありますが、まだきまつておりません。

○佐々木(良)委員 検討されておりますところの、今の開発法による電源開発会社では工合が悪くて、公社にすればこういう点がよくなるだろうと検討される点はどういうところにあります。これはまことに恐縮であります

七

けれども、私電源開発法を審議する
きの責任者でありますから一応はつき
り承わっておきたいと思ひます。

○石橋國務大臣　それは政府委員からお答えをさせます。

○中島政府委員　まだ検討の途上でございますので、結論的なのはつきりしたことはありませんが、大体現在の電源開発公社は特別の法律に基いておりますけれども、やはり一般の株式会社でありますので、株式会社としてのいろいろな取扱いを受けている。

従つて監督面におきましてもまた総理
面におきましてもそれだけ私企業的な
色彩が強くて、その点におきましては
いささか弱い。ところが将来この電源
開発会社が持つていき方にも関連した
力があり、かりにこれを相当有効にま
るで力に運用しようとなれば相当公共

ようなものにしてみたところかとう
ような色彩が強く出る。そうして今
のような株式会社の形態でいいか
というところが問題になりますので、むしろこれをもう少し公共的な性格をはつきり出しまして、たとえば公社という

ことで研究いたしております。その場合における得失でありますけれども、かりに公社というものになりますと、これははっきりした公法人でございますから、従来の鐵道その他の例によりまして税金等は免除になるのが非常な

多いわけでありませう。従つてその面におきましては発電原価というものが安くなるということとは十分期待できる。ところが半面におきましてこの公社の予算はすべて国の予算の一部になりますために、細目にわたつてまで一つ一

せないということになりますので、障
機な迅速な措置ができないという点に
つきましては相当マイナスの面が出る
と思います。その他利点につきまして
は、たとえば開発をいたします場合に
おきましても、私企業の株式会社が行
うような場合と公けの性格を持ったも
のが行うという場合を比べますと、補
償問題その他につきましてもかなり公
けの性格を持つ方が有利ではないかと
いうことが考えられます。また将来栄
生いたしました電力の販売面におきま
しても、公的な監督と公的な性格を持
っておれば、かなり強い全国的な国家
的な見地から運用することができると
いうことになるのではないかと。たとえ
ば量におきましても、各地区相当今で
も融通はいたしておりますけれども、
その融通をもっと強くまた自由にやる

ということは、公社という性格を持てば非常にやりよいのではないか。さらに地域差の問題等をどうするかということとは、地域差を広げる面におきましてもあるいは縮めるという面におきましても、どちらでも運用できるわけで

料金がある程度調整することによりまして、そういう点も部分的でございまして、解決ができるのではないかと。その場合に一般の私企業としての株式会社であるという場合におきましては、いかに監督を十分にいたしまして、一

るの法的独占の問題を形の上ではなしにして、そして実質上は条文運用の点で独占を置くというようなことが考えられておるとか、それから当然に私は先ほどの料金問題の原価主義はとらえざるを得ないと思います。そうすると原価主義は残される。そしてその上に持ってきて、その原価主義と相関連するような意味におきまして、九つの電力会社に対して予算統制的な規定なり考え方を加味したらどうかという話さへあると聞いております。そういういたしますと電気事業に対する根本的な考え方は非常に錯雑したまゝ出ると思ひます。現在が非常にむづかしい状態ではありますけれども、考え方の昏迷がそのまま法制化される場合には、その運用上には非常に大きな矛盾と撞着が出てくると思ひます。従いましてどうかその辺を十分御考慮いただきまして、検討の上すつきりした法案をお考えになるようにお願いしたいと思ひます。長いこと質問いたしましてどうも恐縮いたしました、今の電源開闢会社の性格の問題、それから事業法に盛り込まれる可能性のある性格の問題、その前段階になりましたところの根本問題が豊富低廉の低廉にある。従つて今の電力問題の一番中心は、性格その他の問題を抜きにしまして、低廉性を追求するにあると思ひますので、どうか一段と御努力のほどをお願いいたしまして、また後ほど聞かせていただきますと思ひます。

電力労働者の立場からも、あるいは一般的な需用者の立場からも、電源開闢問題と電気事業法案が今後どういふ形で出されるかという問題については、非常な関心を抱いておられるわけであります。そこでちょっとだけお伺ひしたいと思ひます。

先ほど佐々木君から御質問になっておりましたように、電源開闢問題はたゞいま非常に重大な段階にあるわけですから、そこでここで一昨日配られましたところのプリント、今度の国会に提出する予定になっております法案の中、電源開闢促進特別措置法案については、現在その案の内容について検討中だそうでありまして、これは相当重大な問題でありますから、ほんとうに今度の国会に提出して審議をされるおつもりであるとするならば、相当審議の期間を置いて、そうして各方面の一般の世論というものを十分に聞いた上で措置をしなければならぬということがきわめて当然の措置であると考えますので、いまだ検討中であるというところは、これを結論的に言えば、本国会にはちょっと提出が間に合わない、こういうふうな理解をいいかどうかという点が一つ。それから検討中だと言われております点の最も中心的な点を一点なり二点なりここで明確にしておいていただきたい。

それから第二の点は、ただいまの電気事業法、これもただいま申し上げましたことと同じような意味に理解をされているか。この問題も、従来まで懸案となつておりました旧公益事業令、これを改めようというのですから、特別国会の末期になつてからほんとこの法案が出るようなことではお話にならない

いと私は常識的に理解をしておりますので、これも先ほど申しましたように、事実上は間に合わない、こういうふうな理解をせらるべきものかどうか。実際に提出の意図があるとするならば、旧公益事業令と比較してどの点とどの点をたゞいま重点的に検討中であるという点を聞かせていただきたいと思ひます。

○石橋國務大臣 ただいま御指摘の法律案は、ただいま経審を中心にして検討中なのであります。その中で補償の問題が一番大きな問題であります。なお詳しくは政府委員から必要があればお答えさせていただきます。

それから法案が果して提出できるかどうかというところは、先ほど佐々木委員にお答えしたように、今までの形の電気事業法そのまゝにというわけにいきませんから、どうしても根本問題に触れますと、これは非常に重大な問題になつてくる、国会における審議も非常に時間を要すると思ひ、そういうことを考慮いたしまして今思案中である、こういうわけでありませう。

○永井委員 それに関連して。政府で一応用意された電気事業法は、昭和二十八年八月二十八日に答申になつた電気及びガス関係法令改正審議会の答申に基いたものであると思ひのであります。この答申書から離れてさらにその内容について質的にも変つた内容のものがある。検討されているとすれば、さらに政府の手でなしに、何かこういつた改正審議会とか何とかいう機関にも一度かけて、そこからやり直すのか、政府の責任において直ちに議会提出、こういうような運びになるのか、この案の内容は二十八日に答申になつ

たものと相当質的に変つた内容になるのか、その点を明確にしたい。

○石橋國務大臣 その点は政府委員に答えさせていただきます。

○中島政府委員 現在持っております電気事業法案は、この前の審議会の結論に大体近いところまでまとまつておりますが、それをさらに根本的に検討をし直しておるわけでありませう。成案を得ましたならば、法令改正審議会そのものは報告を出したあとでもうすでに解消をいたしておりますが、実際上はもう一度あのメンバー、あるいは多少交るかもしれませんが、あいつたような方々にお寄り願ひまして、結局最終的にこういふふうなものをきめたいということ、正式の審議会ではございませぬけれども、一応そういうふうな御相談はしていきたいと思ひます。しかしこれは法律上の問題ではございませぬ。

事業法案の問題点でございますが、最初の補償立法に關しましては、当初電源開闢のみならず、全般の公益工事に對しまして補償問題を円滑に処理するために何らかの立法措置が必要だといふことで、これにつきましては各省いづれも關係がございませうので、それぞれ各省で別々に一応試案を作りまして、それで経済審議庁に持ち込んでおります。審議庁の方で各省の意見を聞きながらこれをまとめようといふような段取りになつておりますが、まだ最終の結論を得るまで進行いたしていません。問題の内容は、大体現在これは閣議決定の形式になつておりますけれども、電源開闢に關する損失補償の基準が定められておりますが、な

かなかこれがその通り実行したい、しかもだんだん工事が盛んになりますにつれて、損失補償という問題が非常に大きくなつて参りまして、補償の基準もだんだん高くなつて参る。これを合理的にある程度で押さへようというのが一つのねらいであります。それからさらに金額の問題でなく、あくまで補償そのものにも応じない、接収に應じないといふふうなトランプもございませうが、この点も現在の法制におきましては土地収用法によりまして最終的な法的な手段もございませうけれども、これにかけますと非常に長い時間と経費とがかかりますので、もう少しこれを簡易にすべきではなからうか。しかしこれもあまりに単純にいたしますと、私人の利益といふものを害するといふことになりませうので、その辺の調整もむづかしい点でございませう。このようなことではどうてい國家的な事業を円滑に進行したいので、その点ももう少し円滑に行かうにすべきではなからうか、こういつた二つのねらいを大体的なものといたしましてこの法案を検討中でありませう。これはいづれも通産省あるいは農林省、建設省、それぞれ大体的な立場にございませうが、それぞれ地位におきまして若干の見方の相違もございませうので、各省持つております案は、幾らか食い違ひがございませうが、それを審議庁におきまして公正な立場から十分調整をいたしまして成案を得たい、こういふふうなつもりであります。それから電気事業法につきましても問題点は、大体先ほど申しましたようにおとしの法令改正審議会の結論に沿ひまして一応の案は得ておりますが、そ

れの法律技術的な検討の途上におきまして若干の点がござります。たとえば審議会の答申におきましては、地域独占というものは、これは電気事業の性格上やむを得ないというような答申になっておりますけれども、これは法律上あるいは憲法上はつきりした地域独占制度を置くことはどうかという気持がありまして、これは表には出しておらぬということになっておりますが、その点は若干変つてはくると思ひます。大体の線は審議会の答申に沿つております。しかし現在検討中のものはいわゆる技術的な、たとえば工事施設といったようなことにつきまして、これは技術問題でござりますので、技術の進歩とともに若干違つてくる点がございますけれども、大して大きな問題はないと思ひます。結局におきまして電気事業者の監督をどうするかということが一番のポイントであるかと存じます。先ほどからお話のありました通り、将来の電気料金あるいは電力原価というものをできるだけ押えるということのためには、電気事業そのものが健全な形で、安い原価でもつてやうにけるようにするのが一番適當なものであります。それは、ほんとうにふうな程度の監督をすべきかということになるかと思ひます。その点につきましては今の公益事業令は割合に監督規定がルーズでございまして、あまり十分な立ち入ったことができないのであります。これをあまりに強化いたすということになりますならば、また私企業であります電気事業の性格そのものをくずすことになりまして、この点も、官僚統制の弊といふことが今お話にありますが、その点からい

きましてあまり行き過ぎたことをすべきではなからう、大体どの程度までが必要最小限度であるかといふことで検討中でありまして、一応おとしの答申に基きまして作り直した昨年の案では少し不十分でなからうか、今までの料金改正の過程におきまして論議等から考えまして、もう少し経理上の監督規定は強すべきではなからうかといふ点で現在そういうことを入れたかといふことであります。その他の点は、こまかい法律上の問題でござりますので、その点は当初の案から若干変つた点がございますけれども、大体の傾向といひましては料金問題、原価査定の問題に限らなして、今のよう監督規定をどうするかということが一番のポイントだ、こういうふうにご理解願ひたいと思ひます。

○八木(昇)委員 それではそれらの点については近々のうちに成案を得られるような見通しでございませうか。いづれにいたしましても私の要望といひましては国会内外における審議の余裕が十分にあるようにしてもらいたいといふことであります。

○中島政府委員 この電気事業法は、今の公益事業令を制定いたしました当時、政令は暫定的な措置であつて、すみやかに立法をすべきだといふことになっております。また国会におきましても当時の政府委員から次の国会に提出したいといふような答弁がされておるようであります。従つて私どもはできるだけ早く法案を作りまして、国会の審議をお願いしたい、こういうふうに考えておりますけれども、すでに昨年、ことしとまだ準備ができておりませんので、はなはだ申しわけな

いと思つております。特に現在におきましては、電気事業そのものに對する全般的な根本問題がある程度の見通しを得ませんことには、やはり良心的な電気事業法案そのものができにくい。根本問題をどういふふうにかへるかにによりまして事業法の内容も若干變つて参ります。そういう点をできるだけ固めてからにしたいといふようなことが、これのおくれている理由でございまして、ある程度そういう点も——電気事業法は電気事業法、全体の根本対策はまた検討して、もし必要があるならばあとで改正するといふ考え方をとれば、これは拙速的にはできないことにはありません。そういう点の関連をどうするかということに現在研究をやつておるわけでござります。

○永井委員 電気の關係が今議題になっておりますので、関連してお尋ねしたいと思ひます。去る三月末の当商工委員会におきましては、石橋通産大臣は、電気料金については長期にわたつて安定した低料金対策を検討するといふことを公約されておるのであります。この予算の中のどこかに税の關係において、あるいは金利の關係においてこれらの具体的な措置が見込まれておるかどうかといふことを検討してみたいのであります。そういうのはどこにも見当らないようであります。見落しておるのかもしれないから、その料金を下げるということ公約されたことが三年度予算の中に具体的にどこにどういふふうに見込まれておるか、これを予算書に基いてお示しを願ひたいと存じます。もしそういう構想がまだまとまっていないう、具体的なところまでいかないう、目下考究中

だ、こういうのでありますならば、どういふふうな考え方でどういふふうにかこの公約された問題を処理されておるか。その考え方の方向を一つ具体的にお示し願ひたい、こう思つてあります。

○石橋國務大臣 御指摘のごとく、まことに申しわけありませんが、予算の中には入つておりません。これはさつきから繰り返して話が出ましたように、金利を下げるのと、あるいは補償の問題とか、あるいは税金の問題とかいう問題に關連しまして、電気だけである、実は税金の問題はさういふ議論されたのですが、關議においてはさう結論に到達しなかつたといふやうなわけで、電氣の問題も從つて延び延びになっております。できるだけ早い機会に結論を出したい、かように思つております。

○永井委員 構想はまだまとまつておりませんか。

○石橋國務大臣 いや構想といふのは、とにかく電氣料金を下げるには税金と金利とさしづめそれ以外にはないのです。それからさつき申しました建設費の振り廻りといふ問題であります。これはいづれも検討しておるのであります。税金と金利の問題は、これは必ずしも予算によらずともできない限りではないでございませう。とにかくその結論に到達しておらないといふのが事實なんです。

○永井委員 結論に到達しておらないとすれば、これは政府の怠慢を明確にしたのであります。われわれはそれ以上、考えを持っておらないといふ内閣にお話をしても進まないと思つたのですが、しかし税対策及び金利対策

といふことが料金に對する唯一無二のファクターである、こういうふうな大臣の答弁がされましたが、これは少し問題のつかみ方が間違つておるのではないかと思つてあります。先ほど来佐々木委員からも話がなされましたように、やはり企業の性格の問題、企業の問題及びさういふところから企業に對する再々編成といふやうな問題も起つてこなければいけない。そういういろいろなことが土台になつて、それからまた今問題になつております火力発電と水力発電との關係をどうするかといふやうな、こういう内容も内容として、長期にわたつて安定した低料金対策がこころから出てこなければいけないので、大臣が言われました税対策だ、金利対策だ、これはただ当面の対策であつて、長期といふ内容にはならないと思つてあります。でありますから、そういう問題の考え方では大臣がこの問題に取つ組んでおられるとするならば、根本的にこころ態度を改めて出直していただきたいと思つてあります。

そこでお尋ねしたいのであります。この火力を主にするか水力を主にするかといふことにつきまして、これは松永構想によりまして、六カ年計画の最終において火主水従にしていけば料金は六%より上らない、こういうことを言つておるのであります。そうすると一年に1%ぐらいより上らないんだ。ところが現在のまま政府の現在やつておる方向でいけば、すなわち、政府も三年後には20%料金が上るんだ、電氣料金の原価が上るんだといふことを明確に言明しておられるのであります。ところが長期にわたつて安定

した低料金対策を立てるという、こういう考えの基盤に立つならば、こういう問題が基本的に検討されなければ、料金問題は税金や何かの問題だけでは解決できないと思うのであります。そこで大臣はこれらの問題についてどういうふうにお考えになられておられるかを伺いたいと思うのであります。われわれの見るところでは、火力発電の耐用年限は二十五年であります、この耐用年限の二十五年以上に達したものが百五十万キロ、それから二十年以上に達しておるものが七十万キロありまして、これはもう更新しなければならぬ段階にきておると想うのであります。従来のわが国の火力発電の熱効率率は二一％でありましたが、現在の新鋭な欧米の火力熱効率は四〇％である。そういたしますと、従来の石炭の消費量の半分で、従来の電力をまかなうことができる。こういう大きな問題があるわけでありまして、長期にわたる安定低料金という問題について、こういう問題と取り組まなければ基本的に解決できないのではないかと、こう思うのであります。大臣はこれをどういうふうにお考えになられるのか。そうして火主水産ということになるのか。従来のように料金は三年後に二〇％上るのだというのを言いながら、上ることをまた続けておやりになるのかどうか。これらの点を伺っておきたいと思ひます。

○石橋國務大臣 先ほど税金と金利と申しましたのは、今の水力のことを考へて申しておたのですが、むしろ火力と水力をどうするかというところを研究いたしております。松永構想の通りであるならば、それは火主水産がけつ

こうだと思ひますが、今われわれの方で検討しておりますところによると、必ずしもそうでもないらしい。もし必要があれば途中でありますが研究の結果を申し上げてもけっこうであります。

○永井委員 委員長はいいかげんにやめろというふうな顔をしておられますが、関連ですから簡単にいたします。そういたしますと電力料金を急速に何とかいたさなければならぬと思うのであります。大臣はここ一年ぐらいの間に方針を確立いたしますというふうな言明をされておられるのでありますが、現在それがまだ間に合わないといふれば、一体どういふふうな考え方で、そしてまた政府の責任において電力料金を引き下げようとするのか。構想がないといつても、一年以内という公約もされておるのでありますから、今言つた企業の問題、あるいは火主水産というふうな長期にわたる計画、こういう問題を一つの底辺として、そして税の対策、金利の対策、こういう問題をどういふふうな組み合わせで、そして大体どのくらいに組み合せて、そうして公約された料金の引き下げについて、うそをつかなかつたといふことはつきりとお答えになるのか、そういうことを一つ総合的にまとめて御答弁をお願いしたいと思います。

○石橋國務大臣 それは先ほどから各委員にお答えしたように、目下鋭意研究いたしておりますのであります。できればこの国会にもそういう根本的構想に基いた必要な法律を出したいと思ひます。これは国会で十分の御審議を願ひなければなりませんから、今のところでは、この国会にいつ出すというこ

とはちよつとお約束申し上げかねます。しかしかりに万々一この国会に間に合はなかつたといつたとしても、これはこの前家庭料金の三割頭打ちということ、来年三月三十一日までにかゝつて、あつていきましたから、その三月三十一日には必ず料金に何らかの手が加えられるような方途をもつて、法律案をつくつて御審議を煩わしたい、かやうに考えます。

○永井委員 最後に一つ、先ほど佐々木委員から指摘されたように、大臣のお考えになつておられる一つの考え方と、本年度予算に計上されておられる財政投融資の実績とは、これは全く矛盾しておる。こういう御指摘がありました。私もその通りである、こう思うので、この点の説明を簡単に——ここ一年間に電力料金は下げるんだ、こうお約束されておる、その裏づけとなる本年度の財政投融資に對する、われわれが矛盾であると考え、これが料金の引き下げの方向に動いておるんだ、こういうことになるんだという大臣の御説明を願ひたいと思ふのであります。たとえば九電力会社に対して二十九年度の実行予算では開銀から三百二十五億が出してあります。それが本年度は二百八十億、こういうふうな減つておる。それから開発会社に対する分におきましては政府の資金運用部資金の借り入れが、これは二十九年度においては当初予算は百六十億、実行予算は百四十五億であります。これに對して本年は八十六億より組んでおりません。それから政府の出資、これが昨年は百億でありましたものが、今年は三十億より組んでおりません。そうして不確定だとわれわれが考える余剰農

産物の資金の關係にこれをしわ寄せしておる、こういうふうな關係になつておるのであります。そうして足りない分は金利の高い市中銀行の融資に待つ、こういうことになればますますこれは電気料金を値下げするという方向に動いておるのではないかと、逆に電気料金の値上げになる方向に具体的に動いておる、こういうことになるわけであり

ますが、その關係は一体政府はどういうふうにお考えになつておられるか。これはやはりこのことが電気料金の引き下げになるのだ、そうして市中銀行に對する利ざやを大幅に国民の税の負担に

おいてまかなわねばならぬ、こういう金融資本擁護の立場で予算を組んでおられるのかどうか、その辺のことを明確にしていただきたいと思います。国民の側としては電気料金で支払われるのかあるいは減税あるいは金利の補給という形で税でとられるのか、どつちにしたつて原価が保障されておるわけでありまして、これは国民の負担になるわけでありまして、そういう關係をわれわれは矛盾だらけであると考えておるのであります。矛盾がないといふ筋を通した御答弁を願ひたい。

○石橋國務大臣 これは資金の關係上やむを得ずこういう形になりまして、御指摘のようにこれが料金引き下げに寄与するかと言われれば、それは料金引き下げに寄与しますとは申し上げられませんが、しかしながらそうかと申して、これによつて料金が非常に上るような結果をもたらすとは考へておりません。そしてこれはことしの資金の關係上やむを得ずこういう形をとりましたが、これを今後いつまでも続けて、こういう形でだんだんお話のよう

な金利の負担のかさむようなやり方をするよりはございませぬ。そういうふうにおに御了承願ひたい。

○田中委員長 午前中の質疑はこの程度とし、午後は一時から會議を開きます。

午後零時七分休憩

午後一時二十八分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を継続いたします。佐々木良作君。

○佐々木(良)委員 先ほどの質問の際に通産大臣からお話がありましたことについて、ちよつとだけ質問したいと思ひます。

先ほど質問の過程で、補償費を下げるといふお話がありました。開発のための補償の金をなるべく低く下げたいといふお話がありまして、その補償の關係の話は、先ほど補償法みたいなものも出したといふお話でありましたけれども、補償法みたいなものを出してやる大体対象になるのは普通の一般の補償の分だと思ひます。それから先ほど大臣の触れられたのは、おそらく実質的な公共事業費の性格を持つやうな電力原価に加えずに、これを公共事業費に振りかへるといふのですか、そういう措置を考へられておるのじゃないかと思ひますけれども、どうなんでしょう。そういうことなんではないか。

○石橋國務大臣 その通りであります。

○佐々木(良)委員 御承知のように、実際に電源開発をいたしまして、たとえば只見の例や佐久間の例をとつてみ

ましても、普通に新聞に伝えられる一般の補償の費用というものは全体から見ると大したことはありません。実際には公共事業費として、たとえば鉄道のつけかえ、道のつけかえ等々、そういう実質的な公共事業費に類するものは非常に多いのであります。これを電力原価に繰り入れない措置というものは、私は行政措置でできるのじゃないかと思ひますけれども、それを今考慮中という意味は、たとえばどういふことをしようということなのでしょうか。普通ならば、考え方によれば、電源開発公社の経費の中から行政措置でこうすればいいということにすればいいと思ひますけれども、どんなものでしょうか。

○石橋國務大臣 それはお説のように行政措置でできることであります。

○佐々木(良)委員 そうするとそれは大体金利や税金の引き下げよりもっともつとむしろ簡単に通産省の措置でできますか。

○石橋國務大臣 これは通産省だけではできないだろと思ひます。地方にも関係しますし、建設省その他の関係がありますから、やはりその点で相当めんどうな交渉は要するだろうと思ひます。

○佐々木(良)委員 地方の関係について、別にそれは項目の振りかえだけで、それから、実際の費用が動くわけでも何でもないわけでは、従つてたとえば地方に迷惑を及ぼすことも何もないと思ひます。ただ電力原価に加えるという意味ですから、それを行政措置というのか、項目をどう動かすかという形式上の問題だけだと思ひます。たとえば閣議了解をしているかどうかしりま

せんけれども、そういう話し合いでできるものとは違ひますか。従つて今の金利の引き下げや何かの問題と少し質が違つて、もっと簡単にできるような気がしますけれども、それができないれば、金利の引き下げよりも少くとも電源会社に関する限りは非常に大きいです。

○石橋國務大臣 確かに話し合いでできることだと思ひます。しかしこまかいことは知りませんが、たとえば道路を作るのでも、今までの道路よりもはるかにいい道路をつけさせるとかいうようなことがありまして、そういう点はやはり地方にも関係するししますから、話し合いは十分しなければいかぬと思ひますが、法律というほどのものはいらぬと思ひます。

○田中委員長 今の佐々木君の質問は、電源開発公社から地方鉄道としての申請をいたしております。だからこういう状態になつてゐるのですが、これは地方鉄道として、閣議決定して、予算を編成するときに両省間に話をして、電源開発に必要なものは項は初めから全然別にして新線の建設にまかせれば簡単に済むのですが、現在の状況では地方鉄道として大臣の認可を得てゐるというところだけ問題があるの、これは私も初めから当然運輸大臣所管で新線を建設してもらふべきだと考へてゐるのであります。何か御答弁はありませんか。

○中島政府委員 おそらく今のは只見川の只見線のことだと思ひます。これは鉄道の予定線でありまして、鉄道の方で敷設するのが順当なわけですが、分あそこには、鉄道に対しては手がつ

けにくい。とりあえず工事に間に合ひませんために、電源開発公社がかわつてこれを建設いたしまして、工事に間に合せる。将来は鉄道の方にかえてもらふ、こういうような意味であります。

○佐々木(良)委員 そうすると今のようない只見線のような費用は計算上は電力原価に入るのですか、入れないのですか。

○中島政府委員 これは勘定の上では借勘定になつております。むしろ資金を出します関係で金利だけは当然コストの中に入りまして、建設費そのものは、将来は鉄道に売るといふことになつておりますから、一応公社の資産にはなつておりますけれども、それをそのまま償却等の形で持つて電力料金に入れなくて済むのじゃないかと思ひます。

○佐々木(良)委員 今の鉄道予定線であるから電力原価に繰り入れないでもいいという方針を取れば、そうすると何も鉄道だけでなくて只見関係の道路でも大体みな予定線です。つけかえみかけかえ以外のやつは大がかりな予定線であるわけなので、それは実質的には私は公共事業費になると思ひます。だから鉄道の上ではそれがそういうふうな了解がいくのであるならば、今の大臣のお話がありました公共事業費関係のやつは同じような理屈で振りかえらうということは行けると思ひますが、どんなものですか。

○中島政府委員 それはやはり同じような考え方でいけば一番いいわけですが、さういふけれども、ただ只見の鉄道と違ひますのは、只見の場合は当然ダム

と無関係に鉄道で将来は建設する性質のものであります。ところがほかの道路は将来そこに付ける予定はありましても、差当りの予定としてはダムができた場合に現在あります道路が使えなくなり、そのためにかわりになるこの道路を敷設する、こういうことになりまして、一応現在ありますところの道路の補償という面が出て来ます。しかし当然将来に對しましては道路としての一般の公共的な利益も相当出て来ますので、どの程度これを電源の方で補償の意味でもつて負担し、どの程度公共事業費が持つたかという分界の問題がありまして、一般の公共事業費の予算との関係もありますので、あまり理論的にはつきり割り切れぬ面がございます。従つて今後予算とからみ合ひまして、どういふふうな公共事業費で負担していくかというところは関係各省の間で十分打ち合せしなければならぬと思ひます。

○佐々木(良)委員 只見の場合でもそこは総合開発計画の一環みたいなことになつてゐる道路であつて、従つて私は今の鉄道の例と同じような考え方が可能であると思ひます。これはおそらく今後の宿題として考えられる問題だと思ひますけれども、今後残されてゐる少し毛のはえた開発というやつは、大がかりな総合開発に類するものになつてくると思ひますから、一つ早急に方針を閣内で立てられるようお願いしたいと思ひます。

○田中委員長 速記をとめて。

(速記中止)

○田中委員長 それでは速記を始めてください。加藤清二君。

○加藤(清)委員 お尋ねいたしたい問題が数多くございますが、まず第一番にこの間の理事会でござりました外貨割当の基本骨子の御説明がないようでございます。それは理事会ですというお約束でございましたが、どうなつておりましようか。もし何だつたらこの際それを御説明願ひたいのでござります。

○樋口説明員 では申し上げます。三年度の上期の外貨予算につきまして、これは貨物予算につきまして御承知のように総額十一億七千万ドルというものを、閣僚審議会で決定していただきまして、四月一日から実施いたしております。このうちの六億一千四百八十四万ドルは特別に買付先がきまつておりません。この買付先のきまつておらないものを除きますと、あと各地域別の予算は、ドルが一億一千九百一十一万九千ドル、それからポンドが一億五千七百六十二万九千ドル、それにオーブン、アカウント地域が六千三百四十一万二千ドル、こういうことになつております。これは外貨予算につきましては申し上げるまでもございませぬが、輸出計画の方は大体日本側でこれだけ出したいということございします。で、各国別に相当こまかな計画等も立つてございします。ところが輸入予算につきましては、これだけ買入という国別をあらかじめ発表すると申しますことは、それ自体が必ず日本はこれだけのものを買入んだということとを相手方にはつきりと示すというやうな結果になりまして、今までのいろいろな例等からも、輸入発表をいたしたつたように先方の市場の価格が上るといふために、一応予算の当初におきまして

各地域ごとの配分がどうなっておるかというようなことはいかにも、これはむしろ商業上の秘密という格好で、特にその当事者以外には知らすべきでないということから、今まで各方面にも国別のこまかいことについては十分に申し上げてない。こういうことになつておりました、また実際問題としていまして、そのときそのときの事情、情勢等によりましてドル地域から買入というつもりで買ったものを、オーブリン・アカウントの地域あるいはスターリングの地域というふうになりかえるということもしばしば行なつておりましたために、一応国全体として三十年代の上期にどれだけの物資の手当をしたらいいかというのをきめていたに過ぎません、あとは世界の高機と国内の需給状況というものをにらみ合せながら、そのきめられた範囲内で実施を各省の事務当局におまかせ願いたいというところでやつておるわけでございまして、現在までに大体上期予算の約四七%について輸入発表を了しております。

○加藤(清)委員 外貨の数量は一兆円予算に匹敵するものでございしますが、この割当については、本委員会も衆議院もほとんどんばさじきに置かれておるようでございします。これが業界にとつては命の綱であり、もうかる元でございします関係上、この外貨割当にからんでいろいろ問題が業界にも起り、不正事件ではないかと疑われるようなことも聞々起しておるようでございします、わざわざ商業上の秘密を承わりたいというわけではございしませんけれども、大臣としてはこれを將來とも省内の秘密裏に割当を進めてい

かされる気持でございしますか、ないしは委員会である程度の基本骨子を相談した方がいゝという考えを持つておられますか、その辺のところをちよつと承わりたいのです。

○石橋國務大臣 これは元來の外貨の割当予算なんか作らなければならぬという現状が困りものなんです。ですからそこにいるいろいろな、私は特にこういう弊害があるとも思いませんが、いろいろの疑いを抱かれるようなことがあるというところはやむを得ないと思ひます。しかしそうかといつて外貨予算をほんほんこの前も申し上げたように発表してしまふというところは、實際において非常に不利です。ですから、これは現在でも通産省だけが勝手にやつておるわけではありませんが、経審を中心にして大蔵省その他が寄つて検討をいたしてきめておりますから、それにしばらくおまかせを願うほかはないと思ひます。ここにこれを公表して、一々どこから何を出せ——どうせ出せばさういうこまかい問題にも触れるものと思ひますが、これは全体の上において利益がないと思ひますから、今までやつて来たような方法でいきたい、こう考へております。

○佐々木(良)委員 先ほど石橋通産大臣に質問を行いました。それと関連する質問につきまして、大蔵大臣に質問したいのでありますが、予算委員会でおさしつかえとの話でありまして、理財局長がおいでになりましたから、かわつて一つ理財局長にお伺ひいたしたいと思ひます。今電力の問題につきまして、電力の開発は大蔵既定計画の線によつて進めるのだ、しかしながら開発が進展するにつれて電力コストがだ

んだんと高くなつてくるということが問題なので、これを打開せんがための措置を今考へ中なんだというの、大蔵通産省の答弁であつたわけですね。これに関連して、特にその既定計画の線に沿つて開発を推進するのについて資金の心配がないかどうかということをお伺ひしましたところ、既定計画を進めるのに、三十年代については九つの電力会社の資金については大体何とかなるだろう、但し電源開発会社のものとしては今のところ財政投融資から見る計画が三百億程度だ、これではどうしても既定計画を遂行するには少くとも五、六十億は不足なんだ、この不足の分について通産大臣が大蔵大臣やその他のと相談をされて、市中金融やその他の方法をとつてカバーするつもりなんだというふうなお話であつたわけでありまして、こういう措置が実際に大蔵当局におきましてどういうふうにとられておりますか、お伺ひしたいのであります。

○阪田政府委員 今年度の財政投融資の中におきまして、電源開発会社に対する投融資をどのように見るか、これにつきましては御承知のように三百億程度のものを見積つておるわけですね。これはそれぞれ関係の各省とも御相談の上一応きめた額でございしますが、ただいまお話のように、いろいろさらに検討いたしまして、なお実際の進行の状況も見まして、この資金ではどうしても不足するというふうなことになると思いますれば、これはやはり電源開発というものは捨てておけない緊急な事業でありますので、何らかの措置を考えなければならぬというふうに、大蔵省としても考へておるわけです。ただ具体

的にどの程度の資金が不足するか、またその資金が不足した場合にどういう措置でこれをやるかといつたようなことにつきましては、現在のところまだ事務的にどういふふうなことをいたすかということとはまだまつておりませんが、その辺は御了承願ひたいと思ひます。

○佐々木(良)委員 その金額は五十億とか六十億とかいふ話でありまして、先ほどの通産大臣あるいはあとの公益事業局長の話によりますと、大体見当がついて話が進められておるような印象を受けたのであります。けれども、それは大臣同士の政治協定みたいな話で、まだ当てにし得る、計画に乗つかる金としては考えられないという意味でしうか。これは實際問題として計画面を見ますと、三百億の計画と三百五十億の計画とは、計画地点並びに進行状況が全然違つてくるわけですね。今すぐいづれを中心として進めなければならぬことになつておるのだ、あとになつて足らぬから補うという式のものではないと思ふのですけれども、現在の状況をちよつとお伺ひします。

○石橋國務大臣 先ほど申し上げておきますが、この電源開発会社の計画は、先ほど申し上げましたように、経審長官、大蔵大臣とも相談をし、それから電源開発会社とも話し合ひをして、約三百億円の財政投融資をしておけば、さつき申したようにピークの場合に若干足りなくなる。その足りなくなるのは幾らというところは、今五、六十億円とおっしゃつたが、われわれの見当では大体四十億円くらいのもので見ております。それだけのものは処

理ができる。これは大蔵大臣においてその処理の方法を相当こまかく考へていゝというところは、私は承知しております。事務的にそれをどういふふうに今そらばんをとつておるか知りませんが、その方法を相当具体的に考へておるといふことを申し上げて間違ひないと思ひます。

○佐々木(良)委員 石橋さん、それは違ふのです。ピークのときに四、五十億足りないといふことではないのです。三十年代が計画のピークになつておるといふことなのです。だから三十年代の中の、たとえば五月とか十月とか二月にピークが来るという話とは全然違ふのです。だから、三十年代の計画がピークになつておるので、その三十年代の計画を遂行するためには、四十億か五十億か六十億か知りませんが、最低限それくらいは當てにしなければ三十年代の計画は立たぬということなのです。

○石橋國務大臣 それはお話の通り三十年代が事業としてはピークなのです。だから今年が一番金がかかる。しかしながら、それは今きようから四十億なり何なり借りなければやれないということではないのであります。それだけの足りないものは補給ができるという見当によつて、電源開発会社は今日から事業を始めおるわけですね。それで四十億なら四十億最後に、いつになるか知りませんが、いよいよその金が必要というときには、必ずこれを補給してやる——別段法律上の約束も何もしてありませんが、そういう口約束は大蔵大臣もわれわれもしてありますから、電源開発会社ではむろん金があるものと見て計画を立てております

から、お話のような故障は起らないと思ひます。

○佐々木(良)委員 これははつきり申し上げて、事務的に四十億なり五十億なりという金は、足りなくなるときに大蔵省に対してそれを市中銀行から借りるという認可申請を出して、それにしつきりうんというかどうかということとです。事務当局としてそれを了承されておるかということなんでしょう。

○田中委員長 私がちょっと補足しますけれども、御答弁にあいまいたところがあるのですが、いわゆる三百億案でもって着工する場合と、三百七十億案で着工する場合とは——奥只見、田子倉それから黒又等を落してしまふ、こういうふうな状況になるのです。だから三百七十億案をのんで、五十一億の不足額は市中金融を認可するのだということを決定すれば、今起工差しとめになつておる箇所も、昨年の十一月閣議決定当時のいわゆる計画案通りに進められるし、最後になつてめんどうを見てやるということであるならば、あなた方が現在押えておる起工命令をはずさない以上は、計画通りに進行できないうのが現実であります。ここでいふゆる六月の暫定予算が出るような状況であり、特に雪国等では七月、八月になると、もう工事にかかれなくなつてしまふ。現実的に大蔵省は、いわゆる送電線の四十三億とか変電設備の三十三億とかいう膨大な設備を押えておつて、地点だけは全部起工させるといふような具体的措置を講じなければ、今石橋通産大臣が言われたようなことだけでは、計画通り遂行できない。こういうのが状況である。六

月暫定予算を出しになるならば、資金的なビークに対しては現在申請を出さしめて、許可をして、時間的なずれを作らないといふような具体的な処置をきめてもらわないと、実際委員との応答のように、三百七十億案の既定計画は進められないということになる。これを進めるためにどういふような処置をするのかというのが質問の焦点であります。

○阪田政府委員 私ども大蔵省事務当局の立場からお答え申し上げておきますが、先ほど申し上げましたように、計画としては一応三百億の投融資ということでたゞいま計画を立てておる。しかしお話のようにそれではどうしても足りない、あるいは実行上足りなくなる、こういうことであります。これは電源開発の工事を捨てておくというわけには参りません。何とかしなければならぬ。その場合には投融資計画の改訂あるいは市中からの借り入れ、こういう問題が起るわけでありまして、そういうふうな状況を見て、こちらとしては処置いたしたい、また処置する方針である、このところまでを申し上げたわけでありまして、それ以上具体的に現在全体を検討いたしまして、今年度内に何億足りない、従つてそれをどういふ方法で調達するといふような計画は、現在私どもとしてはまだ持つていないわけでありまして、資金が足りないといひましたし、その調達の面におきまして、御承知のように現在投融資計画、これはいろいろ資金需要が多くありまして、非常に切り詰めてぎりぎりのところで組んであるわけでありまして、これが足りないから隠してあつた財源を持ち出してき

てこれに充てる、こういうわけにも参りませんし、市中から調達するといひましたし、これはやはり相手のあることでありますから、調達可能な見込みの立つた計画を立てなければならぬ、こういうことになると思ひます。それで、五十億なり四十億なりの借り入れの認可申請を出したら必ず認可するかというお話であります。認可申請を受けましたときには、大蔵省が協議を受けることになっております。その場合には、結局やはりそのときにおきまして資金の需要面と調達の見通しを検討して認可するかしないかきめておるわけでありまして、

○佐々木(良)委員 それでは通産大臣の話と全然違ふと思ふ。通産大臣の話では、四、五十億になるかどうか知らぬけれども、足らず目の金の見通しをつけて既定計画通りに差足させるといふことが話の中心であつた。ところが今のお話だと、今後の様子を見て足りなくなつたら考へてもいいというお話で、今の計画と全然話が違ふと思ふ。これは、もし許されるならば、この委員会を休むなりあるいは途中でいいが、三省大臣で相談してはつきりと御答弁願ひたいと思ふ。

〔委員長退席、山手委員長代理着席〕

○田中(角)委員 私から一つ御質問申し上げたいのですが、今電力の問題に対して質問が集中されておりますが、私どもも、今の状況において民主党内閣が、電力に対しては一つ大々く開発をしように言われておりながら、三十三年度一兆円予算を堅持するためには、やむを得ずこういう財政投融資計画を

立てざるを得なかつたということは認めておるわけでありまして、だから、それまでを突つこうというのではありません。自由党内閣臨時にやつたときには、一兆円という総額を堅持していく以上あのような面が出たのであります。政治も行政も生きておるものでありますから、その時期々々において、最終目的を達するためには、遺憾のない方策をとり得るような幅のあるものでなければいかぬ。その意味においては、電力に対していふゆる昨年の十一月案を三十三年度は——三月三十一日に予算が通つておれば、すでに四月一日から工事ができておるわけでありまして、現在においてもまだ予算が通らない、六月一ぱいは暫定予算を組まなければならぬという状況であり、総額に於いても三百億というワタで縛られておつて、特に所管大臣である石橋通産大臣は、発電地点も計画通り、また重点的に今年度に発電ができるものに対しては可及的すみやかに発電が行えるようにという方針であります。それから、三省大臣間においていふゆる政治的協定をやられた意図は十分わかります。そして、その三省大臣の協定がそのまま守られるであらうと私も信じて疑われないわけでありまして、究極においてはさうだと思ひますが、ただ予算審議の過程であるからというようにしてはつきりした言明をすることは、一兆円予算に対して、財政投融資のワタが事実上ふえるのではないかとといふような感覚だけで五十億余りの予算的処置に対して——現在は一兆円予算ではあるが、将来、十月に台風が来れば二、三百億は出さなければならぬか

もしね。同じような感覚で、必要な場合に予算処置を講ずるなどという事務当局の考えでは、この三省大臣の協定事項は行われるにしても年度末でありまして、実際の工事進行のためには非常に大きなマイナスをもたらすのであります。実際上三百五十億の予算を組んでおつても、大蔵省が次年度に五十億を繰り越し、三百億であつていふそのワタにびしゃつとはまつてしまふ。私は少くとも電源開発は今年度においてはこのような処置をとられてはならないといふことを考へておるのではありません。特に今通産大臣が言われたことに對して、阪田局長が別な答弁をしておられるのであります。計画通りに行ふならば三百七十億余要るわけでありまして、それに対して昨年の十一月当時、三百億で押えられていたといふことは、財政投融資金で全部まかなうといふのであつたにもかかわらず、今度は民間資金とか利子のつく金とかいふので、次々に割り振られては、工事はほとんど不可能な地点ができてくる、こういうのであります。特に二百九十八億五千万円でありまして、この計画でありますと、事業計画を變更しておるのです。佐久間、秋葉、糠平の問題は、一部発電ができるものは発電しよう、そのかわりに送電設備、変電設備は、当然繰り込まなければならぬからといって、四十三億、三十三億、合計七十六億の大きな金をすばんと変電設備及び送電設備でとつておる。そして三百億でもつて押えようとするから、あとの開発地点三カ所は、十六億の予定であつた田子倉を六億にし、十三億であつた奥只見を二億にし、それから十一億八千余

万円であった黒又が二億になり、事実休ましてしまふ。計画を進めなければならぬのに、あなた方は今起工命令を差しとめておるわけでありませう。そういう現実的な処置で押えておきなから、実問題としては三百七十億やるのですと言つても受け取れない。六月暫定予算で政策も相当盛られると思ひますが、こういう問題をまづ先に解決し、どうせ初めから三百七十億を出そうとするならば、電源開発促進法に基いて開発会社から申請を出さして、予算が通らないから、その間のつなぎ資金としてでも五十億を前貸しする、借りてもよろしいというような許可を行うということをまづ先にやらなければ、三十年度の計画は遂行できないのであります。もしおやりになるというのであれば、計画地点だけは全部あすにも起工命令を出していただいて、そうしてできるかできないか年末にならねばわからない送電設備及び送電線施設というものは工事の進捗に見合つて金を出していただく、実際は今年度でできると思つた藤平も佐久間も秋葉もできなから、できないという見通しがあるのですから、できないという見通しがあれば送電設備を削ればいい。こういう現実的な処置をやらないうで、実問題として三省大臣が基本的に三百七十億案を今年度中に遂行しようという、かえつて逆行した——これは事務当局はいまだ検討しておらない。予算が通るのはいきつと六月の末でありませう。そうすれば実問題として七月、八月であります。奥只見などは十一月になれば雪が降る。現実的に十何億やらぬでいいのではないかとしような処置を大蔵省はいつもとつておられる。こうい

う事務的処置は納得しがたい。またそういう処置を看過しておる。石橋通産大臣が言われたような非常な御苦勞なされて、三省大臣が政治協定をしたことは、全く無になつてしまふ、こういうのでありますから、これに對してもし事務当局がお答えになれば、その案を直ちに実行するつもりで三大臣の協定を行い、しかもその協定に對しては石橋通産大臣が責任を持てる、こういう御言明があれば、あえて申し上げません。

○石橋國務大臣 事務当局としてはさつきのような答弁をする以外にないのだらうと思ひます。ですから、私どもはこの既定計画に従つてほとんどやる。それでその資金は、先ほど申しましたように、足りない分は金融でやる。しかもその金融の方法も相當具體的に考へておるということをお願いいたします。やります。

○佐々木(良)委員 通産大臣のやりますという話は先ほど聞いて、通産大臣のやりますという話を大蔵当局でオースライズするために大蔵当局の意見を求めたのであります。従ひまして私はあくまでも大蔵当局の返事をお願いいたします。

○山手委員長代理退席、委員長着席

○田中委員長 佐々木君に申し上げます。事務的な問題ではなく、いわゆる石橋通産大臣を中心とする三大臣の政治協定のようでありますから、本明日中に、忙しくとも、経審長官及び大蔵大臣の本委員会への出席を求めますから……。

○阪田政府委員 経審、通産、大蔵三大臣で、先ほどいろいろお話のありま

したような御方針がおきまりになつておるといふことは、大体私も承知いたしておるわけでありませう。ただそれに即しての事務的な具体案は現在できていない。従ひまして、今後の状況によりまして、具体的にこういうこととてこういう措置をするのだというところとがきまるまでは、私も何となく申し上げられませう。借入金申請を必ず認可するかという御質問に對しましては、今どちらともお答えできないといふことを先ほど申し上げたのでありますから、御了承願ひたいと思ひます。

○加藤(清)委員 商業上の秘密なるがゆえに、外貨の割当の問題についてわかれわかれはつきり置かれてあるという話なんです、実は商業上の秘密なるものは、商社を通じて、外国のバイヤーその他にはつうじに聞かしてあるという事実を、僕は仕事の關係上たくさん知つてゐるのです。それで、せめて基本骨子くらいはこの委員会で発表されても差しつかえないじゃないかと思ふのです。国会に発表する前に、すでに新聞記者には発表されてゐることなんです。これは一体どうなんでしょうか。なぜいけないのですか。

○石橋國務大臣 正式にどこにも発表したことではないのであります。新聞へある程度の記事が出たといふことは事実であります。あの程度のものは、つまりほんとうの取引上に差しつかえない限りのことは、むろん発表して一向差しつかえないのでありますから、必要があれば委員会にも発表いたします。ただしこまかい点まで申し上げるのはいかがか、こういうことであります。

○加藤(清)委員 私、きょうはこまかいことを聞こうとしてゐるのじやないのです。大臣に大まかなことだけをかいつまんでお尋ねするわけなんですから……。

商業上の秘密、商業上の秘密と言つていらつしやるそのことが、実は向うへは知れてゐるんですよ、相手の国へ。新聞発表したり商社を通じて、あるいは割当を受けたメーカーを通じて、相手国にはつうじに聞かしてゐる。そのことをなぜ本委員会では審議の対象にすることができないかといふことを聞かしてゐるのです。だから、將來それを発表する前に、基本骨子くらいはここへかける意思があるかないか、もう一度念のためにお尋ねいたします。

○石橋國務大臣 何ですか、御審議に出せと、こういうわけですか。何かでさうだけの数字が何か発表しろ、こういうことですか。

○加藤(清)委員 それでは具体的に言ひましよう。私はきょうはこまかいことは聞かぬつもりでございましたが、外貨割当の方針は今まではほとんどが設備割当になつておりましたね。ただ商業の場合とあるいろいろな場合に、商社割当等もあつたのですが、もつと掘り下げて具体的に一つだけ尋ねてみましよう。過去において原毛、原綿の外貨割当はほとんど設備に主体が置かれていた。ところがこのたびどういふ風の吹き回しか、商社割当にしようといふことが大まじめに論議をされ、そのことがすでに国民一般、特にこれに携わる国民一般には知れ渡つてゐるのですが、これなどはどういふ方針の変更からさういふふうになるのか、一体どういふ考え方の基礎に立つてさういふことを行われるのか、その商社割

当をした結果日本の輸出振興にどうプラスされるのか、その点を承わりたいのです。

○石橋國務大臣 これは本来外貨が自由になれば、商社が為替を取り組むといふことは当然のことでありませう。しかし今の状況は、たとえば今お話の紡績などについては、原綿の割当というものは大体において設備割当でございます。しかし輸入する場合に、輸入の取扱ひ上外貨を取り扱ふのは商社ですから、商社に取り扱わせる。ただし紡績はこゝしはまだ今は商社割当になつておりません。今まで通りにやつておりました。しかしながら大体方針としては商社割当で行きたい、かようなのが私どもの考え方なのであります。

○加藤(清)委員 その商社割当で行きたいといふ方針の理由なんです、それを承わりたい。

○石橋國務大臣 それは貿易がだんだん自由化する場合には、そういう行き方をする以外にないと思ひます。メーカーの設備に為替をくつつけるといふことよりは、やはり輸出入の取扱ひをする商社が外貨を持つて操作をするという方が、貿易上有利だと考へております。

○加藤(清)委員 これは、この根本は輸出振興を一そう伸展させる、こういう意味において商社割当をしよう、こういうことなんですか。

○石橋國務大臣 その通りです。

○加藤(清)委員 これはあなたのホーム・グラウンドのはずなんです、それではお尋ねいたします。今度の貿易白書を見ましても、こゝし輸出が伸びた伸びたといふことなんです。ところ

がその王座を占めるのは、何といつても繊維なんですね。そこで繊維の輸出について、今まで輸出が伸びた原因の一つに、特に毛のごときは外貨割当がよろしきを得ていたということがあるのです。もしこれが商社割当だけになりますと、実権がほとんど商社に行つてしまふ。そうすると、今日のような繊維の産業構造の状況からいいますと、輸出振興を阻害する原因が出てくると思ひます。それはこの経済白書にも出ております通り、将来市場競争が、一そう激烈になるわけですが、それに対応して日本としても研究を進めたい。ただかなければならぬと思ひます。が、相手国は何といつてもイギリスなんです。ところでそのイギリスの繊維の状況は、あなたも御存じでありましようが、機場が、いついかなる時期でも好みの糸が買えるようにちゃんと構造ができています。従つて世界至るところのバイヤーからどのような注文を受けても、ほんの少数の注文にも応じ切れる、どんな柄物でも応じ切れるというような構造ができています。それだから外貨がどこへ行こうとどこへ行こうと問題ではないのです。ところが日本の状態では、御承知でございましょうが、規則やいろいろなワケによつて末端で繊維を仕上げる機場や整理場が自由に糸を買うことができなくなつていゝのです。外貨の商社割当というものは、やがてそのことを一そう助長する原因になつて、かえつて窮屈になる。従つて輸出振興に大きな阻害を来す、こういうことになるのは機場へ足を突っ込んでおるものならすぐわかることです。あえてそれをやろうとなさる意思がわからないのです。

が、具体的に申し上げますと、たとえば四八の双糸あるいは六〇の双糸だけばほしいと思つておつても、別な糸を買わなければできないような、いわゆる抱き合せをしなければいけないことができないようにできていゝのです。これをそのまゝにしておいて外貨割当の方だけを締めるといふことになれば、輸出振興は私に一そう阻害されると思ひます。事実やつてごらんさい、必ずそうなります。また私はこの前報奨用に商社の外貨割当をすべきであるといふ意見を述べて、こうやれば必ずこの輸出振興はできますとここで述べたことを記憶しておりますが、幸いにそれが取り上げられてその通りやられた、事実伸びた、四千三百万ドル以上伸びていった。そこで私があなたにどうしてもお伺ひしたいといふことは、はたしてあなたの今の方針が輸出振興にどうプラスするのか、私たちにはわからないのですが、プラスするといふ現実面を教えていただきたい。

○石橋國務大臣 昨年毛織物などの輸出がふえましたのは、外貨の問題だけではなく、例のリンクの問題がありまして、だから今年はこのこの紡績の方には今の外貨の問題が、ことに金融上の関係で名古屋付近の紡績業者等から外貨の割当をメーカーにしてくれという非常に強い要望がありました。これももともと各点がありますから、今年とはとにかく一応彼らに割り当てるという方式を續けておりますが、一般に申しましてやはり外貨というものは商社が――実際に為替の衝に当るのは商社ですから、メーカーの方は今の状況では必要な輸入の原料の割当をもらつておりました、その割当のあるメーカーからの注文がなければ商社は動けないのですから、従つてそれはおつしやるような弊害もないし、また全体の輸出入の上から言へばやはり商社が為替の操作ができるということがこれを増加するゆゑにだろつと思ひます。

○加藤(清)委員 問題は繊維の輸出が日本の輸出貿易の王座を將來も占めることは――いや、占めなければならぬと思つておりますが、けんかの相手はイギリスなんです。これだけ外貨の面をイギリスと同じようにして、設備構造、それから業態をやはり向うと同じようにしなければ、海外市場においてけんかすることは困難だと思ひます。片一方だけならば商社の都合のいいようにして、あとのメーカーの都合の悪いことを改善せよにほつておいては輸出振興にはならないと思ひますが、それではもし外貨割当をそのようにあなたの考え通りやられるとして、構造の面はそのままほつておかれますか、それに対する何らかの手当が考へてありますか。

○石橋國務大臣 構造の面をもう一度御説明願ひます。

○加藤(清)委員 もう一度申し上げますからよく聞いておいてください。同じことを申し上げますから、輸出を振興するには將來の繊維は、どうしても文化とともに進みますから、好みに応じたものを出さなければならぬ。好みに応じたものを大量に輸出することができるかという、現在の状態では大量に買入中共やソ連に対してはほとんどシャット・アウトされております關係上できない。従つて少量の品質のいいパラ物が輸出されているのです。そういう国に輸出するに當つては、どうしてもバイヤーの言う通りの糸を機場が整えなければならぬ。ところがこれを整えるに當つて外貨の権限のあるうちは、外貨の権限を機場なり紡績なりが持つてゐる間は、商社をしてそういう糸を作り得る材料を購入させることができないのです。ところが商社にその実権を握らせてしまへば、これは小麦を買つてきてお酒を作れというようにことが行われるのです。なぜならば、それはもう主権一点になりますから。そうなりました場合に、好みの糸が買えなければ好みの柄を作ること、好みの生地を作ることができないのです。イギリスはこれができるといふことになつてゐるということなんです。そこでそういう構造の面を手当して直してからならば、その実権をどちらに移されようといふことですが、それをそのまゝにしておいて、今命の綱と考へてゐる外貨の権限を商社の方に持つていかれてしまつたならば、末端の機場、仕上げ工場では手も足も出ない、なかなか言うことが聞いてもらえないという証は、現在でもなお好みの糸を買いに行つたときに、要らない糸まで抱き合せて買わされなければならぬ。もつと言へば、化繊五カ年計画であれはど政府が奨励しておられても、現在東洋レーヨンのウーリー・ナ・イロンがプレミアムつきで羽がはえて飛んでゐるということをお存じでしやう。あなたのところの雑誌にもよく出ていることですから、これをそのままに放任しておいて輸出振興だといつても、一番トラの子の大事なものを取り上げられて、あとの手当はされずに置いておいたら、とてもイギリスとはけんかできませんということなんです。

○石橋國務大臣 現在繊維についてはまだ外貨を取り上げておりません。メーカーにも……

○加藤(清)委員 いや今はそうですが、将来商社に割当をしようとなつては、おっしゃっているでしょう。そういう計画が漸々と省内で進められているでしょう。そうでしょう。外貨を取り上げるということだけは計画が進んでいるが、それに対応して輸出振興をさせるための、今何千とされている好みの柄を作るために好みの糸を扱うような組織、これは一朝一夕にできることじゃないのです。三年や五年でできることじゃないのです。それをそのままにしておられますかということ

もできるだけ早く、商社がもう少し自由に使えて、そうして第三国貿易等で大いに国のために貢献するという方向へ持っていくていただきたい、そういうふうな思っております。今までも実態的には商社が日本と外国との貿易に当りながら、しかもその貿易の実際の任に当りながら、外貨を直接支払うという人間が外貨の名義人にもなり得なかつたというところは、これはむしろ非常に要態的な格好なもので、メーカーの方にはその必要な自分の要するものが使え、という権利を確保する、それから外国に金を払うという人間にこの金を払いなさいといつてその金を渡してやるといふこと自体は、従来の需要者割当といわれておつたものが今回商社割当という言葉を使われたために、非常に各方面で誤解があつたと思ひます。われわれといたしましては貿易の實務に當つておる人間が外貨をもらうというものが当りまゝで、需要者はその外貨によつて買つたものを確実に手に入れればよい。今お話をありました毛なんかにつきます。従来からむしろメーカー自体がインポーターであつて、御自分で毛の輸入をやつておられたといふことになつておりましたので、かりに将来その全部の物資につきましてインポーターに割当てられるといふことがありましても、毛の場合のごときは大部分が従来のメーカーであり、インポーターであつた紡績会社

が割当の当事者になるということとは当然ではないかと思ひ、そういうふうな考へておられます。ただほかの大部分の物資につきますは、数は非常に多いのでございまして、これにつきますは今回から需要者割当であつたものを、一応需要者には内示書を出してもらつて、内示書を集めた人間が——それは商社が集めるか、内示書をもつたメーカーそれ自身が自分で入れるとおっしゃればそれはメーカーでもけっこうなものでございまして、ともかく内示書をメーカーから手に入れた人間が外貨を申請して外貨を払うという形にただ形式上変つただけでございまして、実質的には今のところ何も變つておらないのでございまして。これはなぜほとんど變らないでやつたかと申しますと、従来生産金融と貿易金融が結びついておりまして、貿易金融がそのままずっと生産金融につながつておつた。ここでもまだ生産金融が確立されない間にいきなり貿易金融と生産金融の間を断ち切るというのをいたしますと、非常にそこに混乱が起きはしないかというところから、まず形式だけ整えたという格好になつておるのであります。實際的にはほとんど心配ない、そういう心配は内示書で十分にカバーされておると思つております。今後この新しい内示書制度というものの運用によつて、それが非常に支障があるといふことでもわかりますれば別でござい

ますが、われわれといたしましては絶対にそういうことはないと確信しておりますので、それを一部の品物について実施しながら、生産金融の確立等について関係各省の間でもよく打ち合せして、これならば大丈夫だといふ見通しの立つたところで次の措置に移るといふ段階を踏んでいきたい、そういうふうな思つておられますので、商社に外貨の権利を与えて、メーカーから取り上げたとおっしゃることは、多分杞憂に終るのじゃないか、そういうふう

思つております。そこで大臣にお尋ねしましょう。この問題についてはいずれあとでゆつくりやります。そうするとよくわかつていただけ。ただ大臣はこのことを今はやらないやらないとおっしゃつておられるけれども、やろうという意思があるといふことは、すでにあなたの省で着々研究が進んでおるといふ事実を見てもはつきりしておる。だから前もってこれはお尋ねしたわけなんです。ことしだつてうっかりしておつたらやつたかもしれない、ところがとんでもない反響を食つたおかげで、まあまあということになつたように承つております。さてそこでどうしても次にお尋ねしたいことは、綿紡の操短でござい

○樋口説明員 私から申し上げますが、繊維につきましては先ほど大臣から申し上げましたように、三十年度上期の予算におきましては従来と全然かわりなしにメーカー割当をしております。われわれといたしましては、一応先ほど大臣から申し上げましたように、今後世界の貿易が逐次自由化しつつある、しかも日本の運命というものが第三国貿易あるいは第三国におけるインランド・ビジネスといったようなものとあわせて、日本と外国との輸出入というふうな、あらゆる方面における商機能の發揮というのをまたなれば日本のほんとうの發展ということ

はできないのじゃないか、そういうふうな考へておりますために、この前四月一日から大蔵省のいわゆるモツ資金と称されます大蔵省資金を為替銀行を通じて商社に貸し付けるというふうな道も開くことによりまして、商社の活動というものをできるだけ広めるといふような方向を政府として今とりつづけるわけですが、さらにそれから一歩踏み出して、行く行くは外貨

を、一応需要者には内示書を出してもらつて、内示書を集めた人間が——それは商社が集めるか、内示書をもつたメーカーそれ自身が自分で入れるとおっしゃればそれはメーカーでもけっこうなものでございまして、ともかく内示書をメーカーから手に入れた人間が外貨を申請して外貨を払うという形にただ形式上変つただけでございまして、実質的には今のところ何も變つておらないのでございまして。これはなぜほとんど變らないでやつたかと申しますと、従来生産金融と貿易金融が結びついておりまして、貿易金融がそのままずっと生産金融につながつておつた。ここでもまだ生産金融が確立されない間にいきなり貿易金融と生産金融の間を断ち切るというのをいたしますと、非常にそこに混乱が起きはしないかというところから、まず形式だけ整えたという格好になつておるのであります。實際的にはほとんど心配ない、そういう心配は内示書で十分にカバーされておると思つております。今後この新しい内示書制度というものの運用によつて、それが非常に支障があるといふことでもわかりますれば別でござい

ますが、われわれといたしましては絶対にそういうことはないと確信しておりますので、それを一部の品物について実施しながら、生産金融の確立等について関係各省の間でもよく打ち合せして、これならば大丈夫だといふ見通しの立つたところで次の措置に移るといふ段階を踏んでいきたい、そういうふうな思つておられますので、商社に外貨の権利を与えて、メーカーから取り上げたとおっしゃることは、多分杞憂に終るのじゃないか、そういうふう

思つております。そこで大臣にお尋ねしましょう。この問題についてはいずれあとでゆつくりやります。そうするとよくわかつていただけ。ただ大臣はこのことを今はやらないやらないとおっしゃつておられるけれども、やろうという意思があるといふことは、すでにあなたの省で着々研究が進んでおるといふ事実を見てもはつきりしておる。だから前もってこれはお尋ねしたわけなんです。ことしだつてうっかりしておつたらやつたかもしれない、ところがとんでもない反響を食つたおかげで、まあまあということになつたように承つております。さてそこでどうしても次にお尋ねしたいことは、綿紡の操短でござい

○石橋國務大臣 それは局長からお答えさした方がよろうと思ひますが、結局綿布の現在の市況の上から見て、綿紡の操短まで実は行きたくなかつた、だからずっと昨年から躊躇しておつたのであります。やはり綿紡の操短を必要とする状態になつたからやつたことと思ひます。

○加藤(清)委員 必要になつたからやつたというその理由、そこが聞きたいのです。

○永山政府委員 ただいま加藤さんのお尋ねの綿紡の操短でございしますが、私どもの方針はいたしまして操短というふうな方法は原則的にはできるだけとりたくないというのが私どもの考へ

得はできない。

○加藤(清)委員 必要になつたからやつたというその理由、そこが聞きたいのです。

ておる方針でございます。ただ経済界の動きにつれてその原則一点張りでもなかなかいきませんので、従って必要に応じて必要な措置をとるといふ弾力性を持たして原則を運用いたしておるのであります。綿紡につきましても、先般実施いたしました綿糸の勧告操短の前に、織物の方につきましてある種の生産制限が行われて参つておりますので、昨年の初頭以来——これは加藤さんの方が詳しいのですが、綿業界特に綿布の状況が非常に市況が悪いということで、例の安定法二十九条の発動をいたしまして設備制限などを行いました。それから綿工連自体がある程度の生産制限の措置をとつてきたというふうな方式が行われて参つたのでございますが、依然として一年有半非常にはなだしい不況の状態をたどつておりました。従つて綿業の国民経済全般において占めております地位というものを考えてみますと、このまま放置しておくことが、全般の経済のために必ずしもよくないというふうな判定に立ちまして、まず綿工連自体の生産制限というものをを行うことを認可をいたしましたのでございます。本年の二月一日に大体従来の操業の一割二分程度操短をするというふうな計画を認可をいたしまして、御承知のようにこれには強力なるアウトサイダー、紡績業者がありますので、この方に対しましてもできるだけ協調するようにという意味のある種の勧告をいたしたのであります。ところがこの綿布の操短によりまして、若干市況も持ち直したのでございますが、どうもそれもほんの一時のことでありまして、またまた元のような状況に戻り始めました。そう

いたしますと、結局この綿布の市況を改善いたします手段といたしましては、現状において実問題として綿糸の生産制限をするということしか方法がないのでございます。ところが綿糸自体につきましては、その価格必ずしもいわゆる操短勧告価格というほどのひどいものではないように思えたのでございまして、従つて綿布の關係からいたしますと、綿糸の操短を勧告する必要があるのでございますが、ただ綿糸自体の価格から見ますと、必ずしもその価格がひどく低いというほどでもないのでございます。むしろ操短勧告によりまして、綿糸の価格がある程度上つてくるというふうな副産物も出てくることを考慮いたしまして、これに對しましては慎重に検討いたして参つたのでございます。ところが幸か不幸か、綿業界が一般に期待をいたしておりましたパキスタンに対する委託加工の問題が、その後パキスタンとの交渉によりまして、だんだん予定されておつた時期が先に延びて参りました。そのためにこれをささえておりました綿糸の価格も相当にくずれてきたというふうな状況が出て参つたのであります。一方従来から綿紡績につきましては、原綿の過剰消費、大体外貨予算で予定をしております月々の標準の消費量以上に原綿の消化をいたしておるような点もございましたので、以上の綿布の価格の改善の策、それから綿糸自体が価格が相当に落ちてきたという点、それから原綿の過剰消費の是正というふうな点を理由といたしまして、綿紡の操短をすることが適當だということの判断に到達をいたしましたのでございます。勧告の内容といたして

ましては、製品の綿布の方と歩調をとりまして一割二分ということで、とりあえず五月、六月、二カ月間これを実施するというところで、先般それぞれの紡績業者に対して勧告をいたしたという経過であります。

○加藤(清)委員 これは五月と六月と二カ月だけでございませうか。

○永山政府委員 ただいま勧告をいたしておるのは二カ月だけでございませう。

○加藤(清)委員 その先の予定はどうなつておりますか、立つておりますか、おきませんか。立つておるとするならばどうされようと思ふか。どういふ状況の変化がきたらやめるとか、あるいはどういふ状況が続く限りはこれを継続するとかいふことがきつとあると思ふますが、それを伺いたい。

○永山政府委員 現在のところは今申し上げた二カ月で勧告をいたしてありますが、その後の問題につきましては、その操短の実施の模様を見た上で判定をしていきたい。すでに五月に入りました操短実行の時期に入つてきておるわけでありまして、現在のところは御承知のように、糸の相場自体も大して変動がございませんで、ただ操短の勧告によりまして一応底ができたという程度の強みは出ているようでございますが、一部心配をいたしたような弊害もない關係もありまして、それから綿布の方の市況も必ずしも十分には直つていないというふうな状況でございまして、特別にこれらの原因が解消するか、あるいは新しい事態が出てこない限りは、おそらくは継続をすることにせざるを得ない、かように考

えております。

○加藤(清)委員 委員長の命で、大臣がきょうだけとかいふ話で、集中するやうにということですから、この問題はあとでまたゆっくりと承わるといふことにして、大臣にお尋ねしますが、この綿紡の操短といふ、石炭といふ、鉄鋼といふ、独禁法の除外例が次々と行われているようでございしますが、これは一体どういふわけでございませうか。もしそうだとすれば独禁法を変えた方がいいのじゃないかといふことにもなるわけなのですが、一体どういふ考え方のもとにこういうことが行われるのか。すでに予定されている、われわれが今後審議しなければならぬあまたの法律の中にも、そういうものが三、四見受けられるようでございしますが、いかがなものでございませうか。

○石橋國務大臣 独禁法そのものをやめるか改正しろという論もあることは御承知の通り。けれども、これはまたすっかりやめてしまつていかいということは問題だと思ふ。あれはあれでまた役に立つておる点がある。そこで今日は、今の中小企業安定法ですとか、あるいは近いうちに御審議をわすれずすることになるでしょうが、輸出貿易の問題とかいふ必要な場合において、特別の法律をもつて独禁法の適用を除外するといふことではないかと今考えているわけです。

○加藤(清)委員 この問題についてもまだお尋ねしなければならぬのです。一つ鉄鋼の不足について、これを緩和するために、国有機械のスクラップ化を新聞で見ました。これは大臣が新しい手としてお考えになったようでございますが、私はこれは大賛成でこ

ざいますけれども、これは一体ほんとうに実現されるのでございますか、それともあれは空手形に終るのでございませうか。

○石橋國務大臣 むろんこれは実行いたします。現在大蔵省の方で出すように準備をしておるようであります。

○加藤(清)委員 この問題について実は大蔵省の意見を聞きたいのですけれども、あなたの方針を大蔵省に納得させることができますか、できませうか。

○石橋國務大臣 もう納得しております。

○加藤(清)委員 それでは承わなければならぬのですが、あなたはスクラップ化した機械をどこへ持つていこうとされておるのですか。

○石橋國務大臣 あれば、スクラップは御承知のように非常に競争が激しくて、それでスクラップそのものの値段を上げてしまふ危険がありますから、そこで指定入札の形でメーカーの方へ、あるいは広くいへばすべてメーカーですが、鋳物業者とか何とかいうそういう実際にスクラップを使わなければならぬところへなるべくストレートに流れるように措置をするということとであります。

○加藤(清)委員 そのスクラップ化する範囲ですが、現在あります国有機、官有機、これを継体おやりになる御予定でございませうか。それともそれはあなたは新聞公約上、選挙前の公約上、ほんの一部分にとどめようとせられていらつしやるのですか。

○石橋國務大臣 その判断は結局大蔵省がどれだけこういうものは機械として売つた方がいい、あるいは機械とし

て利用する方がよいという判断は、大蔵省でやると思ひます。けれども、私どもの申し合せは、できるだけ多量に出そう、だから今私のごく大ざっぱな考えでは、現在国有財産として持つておる機械とか建物とかいうものはもうすべてスクラップにしなければ、あれをそのまま機械なり、建物に利用することは不可能のものが大部分と見ていますから、まず大体全部これを出すように話をしておるわけであります。

○加藤(清)委員 大賛成でございます。ほとんど全部ですね。

○石橋國務大臣 そうです。

○加藤(清)委員 それでは承ります。この問題は、あなたが大臣にならなされる直前あるいはなされた以後におきまして、大蔵省當局におきましては大まじめに高く売りつけようという計画が着々実行に移されつつあるというところを御存じでございます。その被害者が、何を隠しましょうあなたの傘下の中小企業でございます。中小企業の連中が結局設備を近代化するために、老朽化された自分の手持ちの機械、これを、倉庫にあるところの旋盤、フライス盤、ミリングというようなものと比較したときには、なお、悪い悪いとはいながら倉庫にあるものの方がやや程度がいい、これと交換してもらおうということになったところが、現在の価格は物価指数が三百倍にもなっているのだから、これは百五十倍でなければいけないのだというて、せっかく払い下げが行われようとして、いるものが阻害されているという事実がございますが、これに對して、使い得る機械として払い下げす

る場合でも、なおこの困難が生じている、この困難は大蔵省がこれを高く売りたいと考えているからなんです。ところがこれをスクラップ・ダウンするということになりますと、これはまるでございませうが、それが果してあなたの方針通り行えますか、ますのだったから具体的にその時期を承りたいのです。

○石橋國務大臣 中小企業の機械と交換をするということはやっております。けれども、それだからスクラップにしない、これは交換ならばそれだけかわりのものがスクラップになるのですから、それでもよろしいと思ひ言っております。それから大蔵省が大体高く売りたいと考えておることは、これは今さらじやないもので、これは昔からのことであります。最近はその考えを大分変えたと思ひます。以前は建物でも非常に高く売ろうというので実は処分ができなかつたのであります。だからもうあんな処分ができないものはほとんどスクラップにして処分してしまつた方がいじやないかということに、現在は大蔵省もそういう考えになつていと思ひます。

○加藤(清)委員 そうすると交換する機械のことですが、これは、大蔵省がもし現在の意向通りあの高値でもって交換をしますね、そうしたらその中小企業が提供した機械がスクラップになつて、倉庫にある機械は中小企業へ高い値で渡されるという、しわ寄せは、あなたが指導育成強化しなければならぬ中小企業に寄せられるということになります。あなたが、大蔵省の考え方を是正して、どうせスクラップにするものならもつと値下げをさせ

ようという御努力をなさつていらつしやるか、いらつしやいませんか。

○石橋國務大臣 實際にどういふ手続をとつてゐるか知りませんが、調べてみます。そんなに不当に高い値段で大蔵省が払い下げおるとは思つておりません。しかし、なお実情を調べてみます。

○加藤(清)委員 実情は私の言つた通りになつております。で、お調べの結果私の言つた通りになつておつたというところがわかつた場合に、大臣は大蔵省をして今の間違つた考え方を是正させる用意がありますかありませんか。

○石橋國務大臣 お話の通りなら、これは是正させます。

○加藤(清)委員 それでは簡単に御参考に申し上げますが、この点は私も基本的な考え方はあなたと一致しております。すでに国有機、官有機は、御承知の通り通産省関係のものは多く交換が行われました。ところが大蔵省傘下のものだけが依然として今日二十万台の余残つております。一体なぜそんなことかといへば、さすが通産省は業態のことをよく知つておられましたために、これをダウンして機械を交換されたわけですね。従つて業界はこれを非常に喜んでおる。だから、重工業局長のやりようが非常によかつた、こういうことなんです。ところが大蔵省はこれを時価相場に見積つておるのです。時価相場に見積られまると、たとえば日立製作のフライス盤のナンバー・スリーにいたしましても、回転率が今日のものではすでに二千回の余ある。あの国際見本市へ行かれると一番よくわかります。ところが倉庫にあるものは八百回くらいしか回転しないわけ

です。年式がずっと古くなつてゐる。そのことをお忘れ遊ばさつて、新しい値段でこれを渡そうというむなししい努力を盛んにやつていらつしやる。なぜそんなあほうなことをいつまでもおやりになるかとお尋ねしたら、一部はつきり言われた。これを早く渡してしまふとおれらの仕事が終わつてしまつて困る、こういうことなんです。だからこそ通産省関係の機械は全部ほとんどうまくスムーズに交換できたけれども、今なお大蔵省関係のものは二十万台倉庫の中に居眠つてゐる。そのおかげでここが積つてゐる。ハトのふんだらけになつてゐる。雨が降ると、屋根がくずれているから下は洪水のようになつてしまつてゐる。もう機械に使うどころじやない、スクラップ・ダウンしたつてなかなか喜ばれないという品物が出てしまつてゐる。それから、なおあえていへば、現在の価格でなければいけないというところを第二課でちゃんとおしやつていらつしやる。このことについてはすでに各商工会議所もあるいは中小企業の方々も一生懸命に、もう一年越し陳情になつてゐるのだけれども、なおそれが聞かれていない、そういうやさきに、あの機械をスクラップ・ダウンすると言つたあなたのあの言葉はまるで地獄に仏で、あのことをあなたの党は大阪、名古屋地区で票をかき集めた。だから公約をすみやかに実行に移していただきたい。もしこれが行われなくて、あの公約がから手形に終るということになると、つまり通産大臣が大蔵省の課長級にいかれてまつたということになりますと、これはかなえの輕重を問われることに相なりますので、一つ早急にやつていた

だきたいのでございませうが、その時期の見通し、覚悟のほどを最後に承わりたい。

○石橋國務大臣 今ここで聞きましたら、値段は現在中小企業庁が大蔵省と交渉中であるそうですが、しかしお話はごもっともですから、これは本日にも大蔵大臣と交渉して即座に善処させるようにいたします。

○田中委員長 その他の委員諸君には御質問でありますか。——別にないようでありますから、本日の質疑はこれで終ります。次回は明日十二日午前十時より會議を開き、日本經濟の総合的施策に關し高橋經濟審議庁長官より説明を聴取し、質疑を行う予定であります。

本日はこれをもって散會いたします。

午後三時二分散會

昭和三十年五月十四日印刷

昭和三十年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局